

## 【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

福岡財務支局長

【提出日】

2025年12月23日

【事業年度】

第25期(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】

ニッポンインシュア株式会社

【英訳名】

Nippon Insure Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 坂本 真也

【本店の所在の場所】

福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号福岡証券ビル6階

【電話番号】

092-726-1080(代表)

【事務連絡者氏名】

専務取締役兼管理事業部長 竹村 洋一

【最寄りの連絡場所】

福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号福岡証券ビル6階

【電話番号】

092-726-1080(代表)

【事務連絡者氏名】

専務取締役兼管理事業部長 竹村 洋一

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	2,169,040	2,604,788	2,876,511	3,220,994	3,737,526
経常利益 (千円)	193,268	406,385	292,172	410,408	775,279
当期純利益 (千円)	105,186	255,390	196,885	280,121	528,467
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	347,564	357,314
発行済株式総数 (株)	200,000	200,000	2,000,000	2,794,300	2,824,300
純資産額 (千円)	651,908	905,613	1,102,499	1,977,750	2,494,744
総資産額 (千円)	2,256,829	2,911,208	3,407,640	4,600,315	5,337,073
1株当たり純資産額 (円)	325.95	452.80	551.24	707.78	883.34
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	11.00 ( - )	19.00 ( - )
1株当たり当期純利益金額 (円)	52.59	127.69	98.44	100.73	188.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	99.81	184.79
自己資本比率 (%)	28.9	31.1	32.4	43.0	46.7
自己資本利益率 (%)	17.6	32.8	19.6	18.2	23.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	8.3	15.9
配当性向 (%)	-	-	-	10.9	10.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	190,254	278,107	64,107	196,634	383,745
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	57,119	27,172	53,481	59,408	65,066
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	98,774	39,411	98,499	593,497	19,305
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,330,228	1,620,574	1,729,700	2,460,424	2,759,797
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕 (名)	95 〔13〕	101 〔9〕	108 〔12〕	107 〔14〕	118 〔10〕
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	360.8 (121.6)
最高株価 (円)	-	-	-	1,036	3,485
最低株価 (円)	-	-	-	678	769

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 当社は、2023年4月15日開催の取締役会決議に基づき、2023年5月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。その結果、第23期において、普通株式が1,800,000株増加し、発行済株式総数は2,000,000株となっております。
4. 2021年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2023年5月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第21期から第23期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は2023年10月3日に東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、期中平均株価が把握できいため記載しておりません。
6. 第21期から第23期の株価収益率については、2023年10月3日に東京証券取引所スタンダード市場に上場したため、記載しておりません。
7. 第21期から第23期の1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員数であり、従業員数の〔 〕外書きは、臨時従業員（契約社員、嘱託社員及びパートタイマー）の年間の平均雇用人数であり、人材会社からの派遣社員を除いております。
9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第22期の期首から適用しており、第22期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
10. 第21期から第24期の株主総利回り及び比較指標については、2023年10月3日に東京証券取引所スタンダード市場に上場したため、記載しておりません。第25期の株主総利回り及び比較指標は、2024年9月末を基準として算定しております。
11. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。ただし、当社株式は、2023年10月3日に東京証券取引所スタンダード市場に上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。
12. 第25期の1株当たり配当額19円のうち、期末配当額19円については、2025年12月24日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

## 2 【沿革】

当社は、2002年4月に三好修らが、福岡市中央区今川において建築コンサルタント業を目的とする会社として、当社の前身である「株式会社エム・サポート」を創業したことに始まります。その後、三好修が代表取締役を務める株式会社三好不動産の家賃管理業務を強化するにあたり、2006年6月に家賃管理専門の人員を配置いたしました。2008年10月に家賃債務保証業を開始し、2012年より株式会社三好不動産以外との取引を拡大、2014年4月に「ニッポンインシュア株式会社」へ商号を変更し、現在に至っております。

当社設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2002年4月	福岡市中央区今川に株式会社エム・サポートを設立
2008年6月	本社を福岡市中央区今川から福岡市中央区唐人町に移転
2008年10月	家賃債務保証サービスを開始
2009年10月	株式会社ベンよりコインランドリー事業を譲受 WASHハウス株式会社のフランチャイズ店舗「WASHハウス」としてコインランドリーサービスを開始
2011年6月	株式会社カーブスジャパンのフランチャイズ店舗「カーブス」としてフィットネスサービスを開始
2011年8月	利益剰余金からの資本組み入れ
2013年12月	株式会社ユーミーインシュアより家賃債務保証事業を譲受
2013年12月	神奈川支店を神奈川県藤沢市に開設
2013年12月	本社を福岡市中央区唐人町から福岡市中央区天神に移転
2014年4月	当社商号を株式会社エム・サポートからニッポンインシュア株式会社へ変更
2014年6月	子会社として株式会社アールイーソリューションを設立
2014年10月	親会社としてプロパティマネジメントサポート株式会社を設立
2015年9月	不動産管理会社が自社保証会社を設立する場合に、立上げから運営までのサポート事業を行う 株式会社プラスジャパンの全株式を取得し子会社化
2015年12月	スマートレンダー株式会社より家賃債務保証事業を譲受
2016年4月	東京支店を東京都千代田区に開設
2016年5月	新潟支店を新潟県新潟市中央区に開設
2018年3月	家賃債務保証業者登録 国土交通大臣(2)第43号(2023年7月末時点) (家賃債務保証の業務の適正化を図るために、国土交通省の告示による家賃債務保証業者の登録制度が創設(告示公布2017年10月2日、告示施行2017年10月25日))
2019年1月	大阪支店を大阪府大阪市北区に開設
2019年5月	株式会社プラスジャパンを吸収合併
2019年9月	株式会社アールイーソリューションを吸収合併
2019年9月	プロパティマネジメントサポート株式会社を吸収合併
2019年10月	介護費債務保証サービス・入院費債務保証サービスの販売を開始
2020年2月	仙台支店を宮城県仙台市青葉区に開設
2020年3月	株式会社日本あんしん保証より家賃債務保証事業を譲受
2023年10月	東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場
2024年3月	名古屋支店を愛知県名古屋市中区に開設

### 3 【事業の内容】

当社の主な事業は、保証事業とその他であります。保証事業は、賃貸住宅などにおける家賃債務の保証を行う家賃債務保証サービスを中核とし、今後の高齢化などの社会問題解決のための介護費債務保証サービス、入院費債務保証サービスを展開しております。また、その他として、フランチャイズに加盟しコインランドリー及びフィットネスクラブの運営をしております。

#### ( 保証事業 )

##### 家賃債務保証サービス

現在、日本社会において、少子高齢化、低賃金で非正規労働に従事せざるを得ない人の増加、終身雇用制度の崩壊、生涯未婚率の上昇などが進んでおります。そのような社会情勢下では、親族や友人に連帯保証人を頼めない方・頼みたくない方が増加すると想定され、民間賃貸住宅市場が機能し続けるためには、家賃債務保証サービスの働きが重要であると当社は考えております。

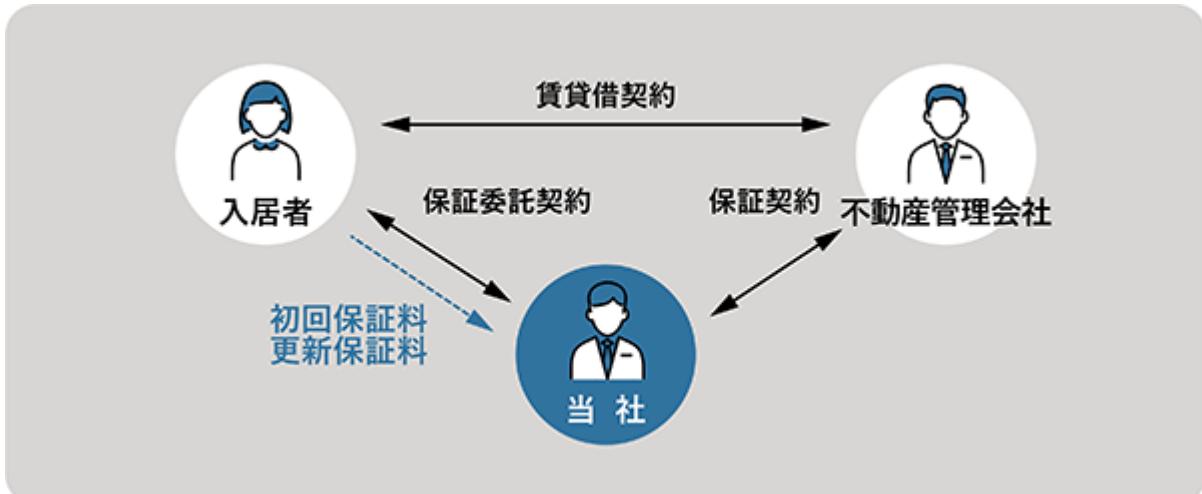
当社は、賃貸住宅の賃貸借契約において、入居者の連帯保証人の役割を果たす家賃債務保証サービスを提供しております。家賃債務保証サービスにおいて、当社は、不動産管理会社を通じて入居希望者から申し込みを受け付けたのちに、入居希望者の属性情報などを基に審査を実施し、保証委託契約の可否の判断を行います。その結果、契約可能と判断した場合、住居用の基本プランの例では、入居者から月額賃料総額の0.5ヶ月分（最低保証料2万円）の初回保証料を受領し、入居者の賃料債務の保証を引き受け、1年ごとの更新では更新保証料1万円を入居者から受領することで、継続して保証を引き受けております。また、保証料の支払方法については、毎年支払型及び毎月支払型を設けております。

当サービスのプランは、住居用、事業用、駐車場・コンテナ用の3種類の保証をベースとしております。住居用プランは、基本プランである「スマートサポート（一般用・学生用）」、入居者の孤独死発生時に最大60万円までの原状回復費用の保証が付帯した「トータルプラン」、さらにトータルプランの保証内容に加え、残置物の撤去費用を保証する「スマートサポートライフ」、基本プランに家財保険及び24時間駆け付けサービスが付帯した「スマートサポートワイド」、他保証会社から当社の家賃債務保証契約へ切替える「リリーフプラン」などがあります。事業用は、基本プランである「スマートサポート事業用」及び、基本プランより保証限度額が低く初回保証料も安価な「スマートサポート事業用ライト」があります。そして駐車場・コンテナ用の保証もあり、借主の状況に応じて選択できる多彩なプランを揃えております。加えて、各管理会社のニーズ（保証範囲などの変更）に応じたプラン設計をすることも行っております。

そして、入居者が家賃を滞納した際は、当社が不動産管理会社に対し、定められた期日までに代位弁済を行います。家賃債務保証サービスを利用することで、不動産管理会社は、入居時の審査における入居希望者の与信強化により円滑に賃貸借契約を結ぶことができ、さらには、入居者による家賃滞納があったとしても、当社がそれを代位弁済することで、収入が途絶えることなく、安定的に家賃収入を得ることができます。また、それと同時に、入居者は、家賃債務保証サービスを利用することで、家賃滞納リスクを当社が保証することになり、賃貸借契約の際に、連帯保証人を立てる必要がなくなります。これにより、賃貸借契約の成約率の向上につながり、不動産管理会社の管理物件の入居率も向上します。

なお、当社は家賃債務保証サービスを通じて、孤独死対応や入居者の家財保険未加入などの不動産管理会社が抱える問題を解決することができると思っております。さらに、入居者が万が一、「病気や怪我で働けない」または、「失業などで収入が一時的になくなり、家賃が払えなくなった」などの場合は、入居者に入居者の財務状況を聞き取りし、分割支払や支払期限の延長などの入居者の状況に応じた支払コンサルティングも行っております。当社が家賃を立て替えることで、入居者は居住を失うこともなく、不動産管理会社との信頼関係を守ることができます。

[ 家賃債務保証サービスフロー ]



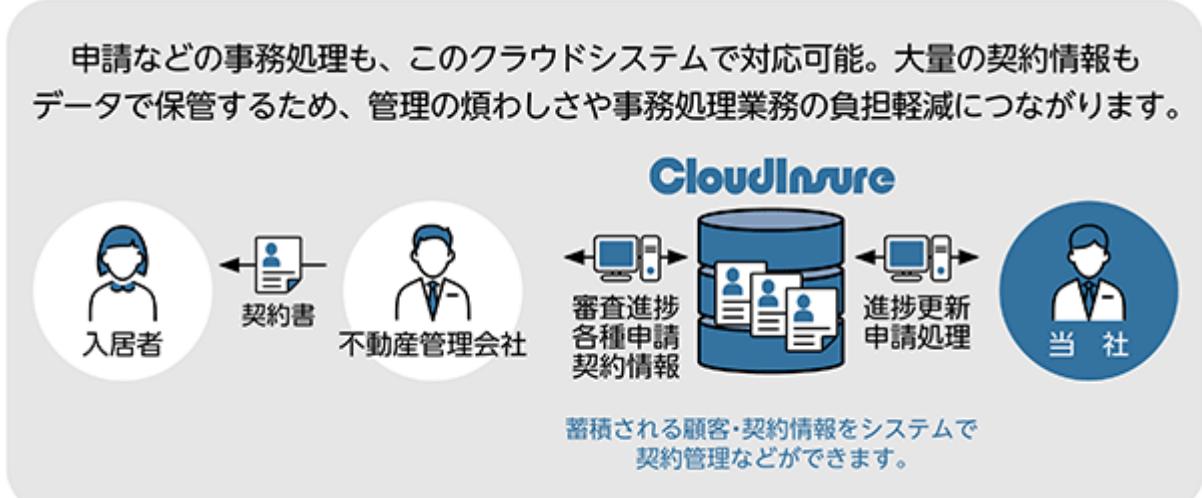
(注) 賃貸借契約の当事者は賃借人と賃貸人であり、不動産管理会社は、賃貸借契約及び保証契約において賃貸人の代理人となります。

また、当社には独自開発した契約管理クラウドシステム「Cloud Insure（クラウドインシュア）」があります。「Cloud Insure」は、入居者の契約情報が記載された家賃債務保証サービス契約書のダウンロードができるほか、申込に必要な書類を郵送することなくアップロードが可能になるなど、契約管理が容易になるシステムです。そのため、業務負担の軽減につながります。当クラウドシステムを使用することで、契約書には物件情報・契約内容・保証料が印字済みで不動産管理会社の手書き作業による負担が軽減されるほか、入居者の情報が閲覧できる顧客情報一覧や代位弁済請求、支払明細書発行も行うことができます。不動産管理会社は、このシステムを利用することで、業務効率の改善を図ることができます。

[ Cloud Insureの特長 ]



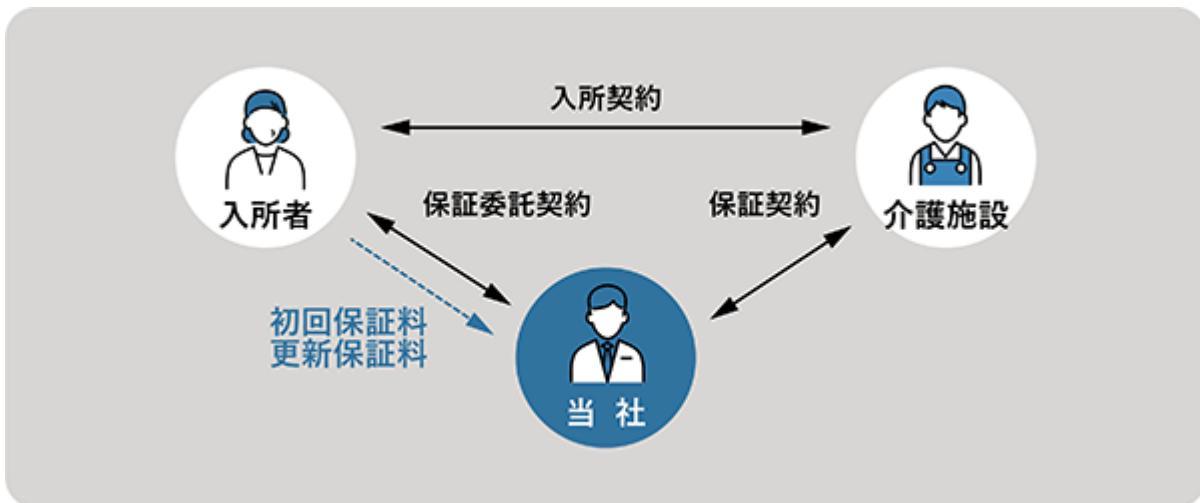
[ Cloud Insureの業務フロー ]



### 介護費債務保証サービス

介護費債務保証サービスは、介護施設のサービス利用者と当社において保証委託契約を締結し、当社が施設利用者の連帯保証人となることで、当社が介護施設利用費などの滞納リスクを引き受ける保証商品であります。入所希望者の属性情報などを基に審査を実施し、保証委託契約の可否の判断を行います。その結果、契約可能と判断した場合、基本プランの例では、入所者から月額利用料総額の0.5ヶ月分（最低保証料なし）の初回保証料を受領し、入所者の利用料債務の保証を引き受け、1年ごとの更新では更新保証料1万円を入所者から受領することで、継続して保証を引き受けております。介護費債務保証サービスの「ケアサポート（一般プラン）」では、入所者に介護施設利用費などの滞納があっても、当社が月々の利用料、共益費、食費などの固定費と光熱費、医療費、介護費などの変動費用、退去時の原状回復費用などを保証します。また、入院費、日用品費の保証や孤独死した場合の対応が付帯したプランなど複数設けております。入所者に介護債務保証を利用していくことで、介護施設運営会社は安心して施設経営に専念することができます。

#### [ 介護費債務保証サービスフロー ]

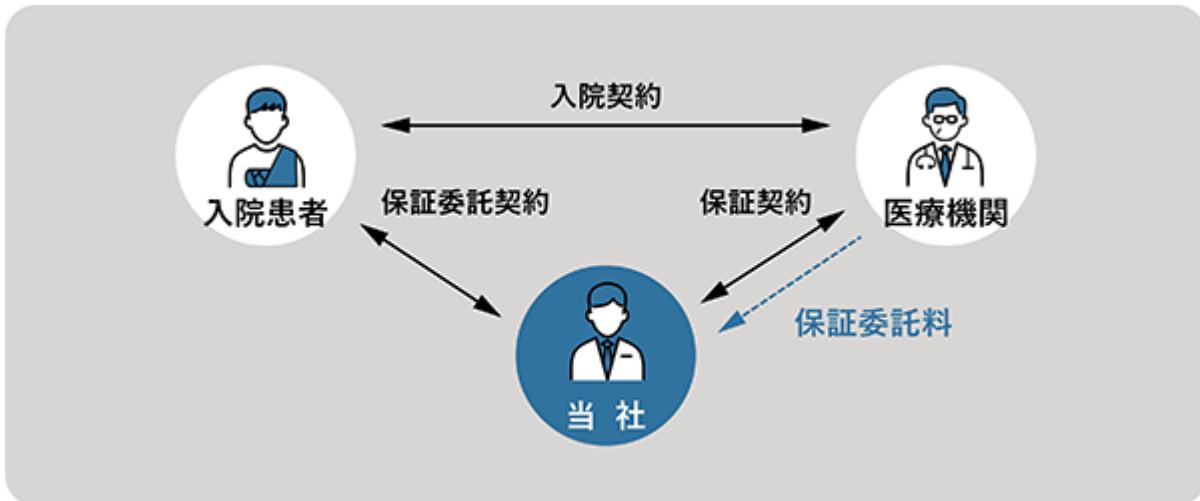


### 入院費債務保証サービス

入院費債務保証サービスは、入院患者との間で保証委託契約を締結し、当社が連帯保証人となることで、入院費の未納リスクを引き受ける保証商品であります。入院患者は連帯保証人を探す必要がなくなり、安心して治療を受けることが可能となります。医療機関は未収金が発生した場合でも、当社が入院患者に代わって入院費を立て替えますので、未収金が低減し回収業務も不要となります。それにより、医療機関は本業に専念できる環境が整い、業務の効率も向上すると当社は考えております。

入院費債務保証の保証委託料は、医療機関より受領しております。保証委託料は各医療機関の過去の未収実績より算定し商品設計を行っております。入院費債務保証は原則、当社が大手損保会社の保証機関型信用保険に加入いたしますので、当社の未収金リスクも一定の水準を保つことが可能となります。

#### [ 入院費債務保証サービスフロー ]



(その他)

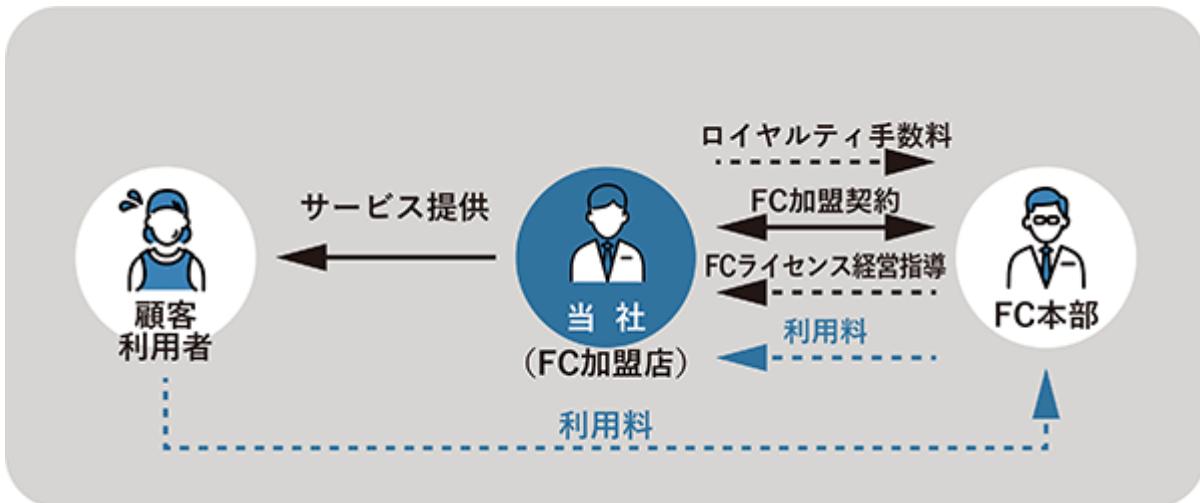
ランドリーサービス

WASHハウス株式会社のコインランドリー「WASHハウス」フランチャイズに加盟し、福岡県内で3店舗（本書提出日現在）の運営を行っております。コインランドリー「WASHハウス」では、24時間、管理カメラで店舗をモニターで管理しており、WASHハウス株式会社の本社から遠隔操作でランドリー機器をコントロールすることができるIoT型ランドリー機器を使用しておりますので、無人店舗運営が可能となっております。

フィットネスサービス

株式会社カーブスジャパンのフィットネスクラブ「女性だけの30分健康体操教室カーブス」フランチャイズに加盟し、福岡県内で6店舗（本書提出日現在）の運営を行っております。「女性だけの30分健康体操教室カーブス」は、女性専用のフィットネスクラブであり、空いた時間を見つけて気軽に短時間運動を行うことが出来る特徴であります。

[ ランドリーサービス及びフィットネスサービスフロー ]



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
118 [ 10 ]	37.0	4.6	4,817

セグメントの名称	従業員数(名)
保証事業	90 [ 5 ]
その他	19 [ 4 ]
全社(共通)	9 [ 1 ]
合計	118 [ 10 ]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の「外書」は臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員であります。  
 2. 臨時従業員には契約社員・嘱託社員・パートタイマーの従業員を記載し、人材会社からの派遣社員を除いてあります。  
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

##### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度			労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3			補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者		
			-	-	-	
38.4	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。  
 2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。  
 3. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針及び経営戦略

当社は、“全従業員の物心両面の幸せを追求すると同時に人と地域社会の進歩発展に貢献する”という経営理念を掲げ、連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を実現するということをミッションとし、多くの方へ快適な住環境を提供できるように、より身近で安心してご利用いただける保証事業を推進いたします。

中長期的な経営戦略といったしましては、当社の基幹ビジネスである家賃債務保証サービスの新たな商品の開発や管理会社のニーズに合わせた商品設計を行いながら、既存商圈のシェア拡大と新規商圈への展開を積極的に行っていくとともに、家賃債務保証サービスで培ったノウハウを活かし、介護・医療分野での保証商品拡大を図ってまいります。

機関保証とは、他人の債務の保証を主たる業務とする法人によりなされた保証。保証料を支払うことによって法人が連帯保証人の役割を果たす制度。

#### (2) 経営環境

##### (保証事業)

わが国では、住宅の賃貸借契約の場面で、連帯保証人を立てる慣行が定着しております。賃貸人が連帯保証人を求める理由は、家賃の未収リスクや損害リスクなどの経済的損失を回避、軽減するためです。賃貸借契約の際に、家賃債務保証を利用することは、以前では、「連帯保証人」を立てることができない場合に限られておりましたが、現在では、一般的になってきております。実際、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅市場景況調査<sup>1</sup>によれば、2023年4月～2024年3月の調査対象期間で、回答社数（1,989社中699社（首都圏286社、関西圏84社、首都圏・関西圏を除くエリア329社））の93.00%が家賃保証会社が提供する機関保証への加入を必須にしていると回答しております。普及の背景には、入居希望者は、家賃債務保証を利用した場合、「連帯保証人」を確保しなくとも住宅を借りることができるとともに、賃貸人は、滞納が発生しても、保証事業者から滞納家賃を回収できるうえ、回収に要するコストや手間が軽減できる、といったところにあると当社は考えております。

また、現在、日本の総人口は減少傾向であり、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」<sup>2</sup>によると、総世帯数も2030年をピークにその後は減少に転じると予想されております。一方で、上記の推計によると、2020年～2050年の間に、「単独世帯」の割合は38.0%から44.3%、「ひとり親と子から成る世帯」の割合は9.0%から9.2%へそれぞれ増加する一方、「夫婦と子から成る世帯」の割合は25.2%から21.1%へと減少する見込みとなっております。当社は、このような家族類型別割合の変化に伴い、賃貸住宅を借りる人の割合が増加傾向にあり、その増加に伴い家賃債務保証の利用件数も増加傾向になると考えております。

1 出典：公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 日管協総合研究所 第28回 賃貸住宅市場景況調査『日管協短観』2023年4月～2024年3月 2024年11月

2 出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」-令和6（2024）年推計-

##### (その他)

ランドリーサービスにつきましては、健康志向の高まりから、衣類はもとより、毛布や布団など自宅では洗えない大物洗い需要が増加しております。また、ライフスタイルの変化に伴う単身世帯の増加や、女性の社会進出が進む中、家事労働時間の節約志向はさらに高まることが予想されており、健康・衛生に寄与し時間を有効活用できるコインランドリーは、利用者層の拡大需要の伸長が期待されていると考えております。

フィットネスサービスにつきましては、2030年には65歳以上の人口比重は3割を超え、女性の平均寿命も88歳を超えてくる（「令和7年版高齢社会白書」<sup>3</sup>より）など、高齢化が急激に進行している中、さらにコロナショックにより、健康第二次被害（外出自粛による運動不足、交流不足などによって、持病や関節痛の悪化、認知機能の低下、フレイル悪化などの二次的な健康被害があきること）の進行が社会課題として顕在化しており、「女性だけの30分健康体操教室カーブス」の属する予防・健康産業の社会的重要性はさらに高まってきていると考えております。

出典：内閣府 令和7年版高齢社会白書 「令和6年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」

### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の主力商品である家賃債務保証サービスを取り巻く環境は、少子高齢化、晩婚化の進行とともに単身世帯が年々増加の一途をたどっており、賃貸住宅の需要は、今後も増加が見込まれております。また、経済環境の不透明感や物価上昇に伴い、入居者の支払いリスクを軽減する家賃債務保証の重要性は一層高まることが予想されております。

このような社会情勢の下、連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を実現するというミッションを推進していくため、当社は、基幹ビジネスである家賃債務保証サービスを積極的に拡大していくとともに、家賃債務保証サービスを含めた介護費債務保証サービス、入院費債務保証サービスの市場開拓を進め事業拡大を目指し企業価値の向上に取り組んでまいります。そのため次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

#### 保証事業の開拓・展開

保証事業においては、家賃債務保証サービスを主として介護費債務保証サービス、入院費債務保証サービスの拡販に注力しております。家賃債務保証サービスについては、積極的な新規取引先の開拓を継続することにより新規優良顧客の獲得に努める他、既存クライアントに対しても、当社独自のシステムである「Cloud Insure」のリニューアル、商品の改訂や新たな商品の開発・販売を促進するなど、引き続きお客様のニーズを的確に捉え収益に繋げていく必要があると考えております。介護費債務保証サービス及び入院費債務保証サービスについては、引き続きパートナー企業との協業を通じて、成長事業としての展開をさらに加速させ、家賃債務保証サービスに並ぶ主力商品となるよう、引き続き拡販を進めてまいります。

#### IT化の推進

当社は、IT化による業務効率の向上とコスト削減を推進しております。最新のIT技術を積極的に取り入れ、顧客の利便性向上、審査業務によるリスク管理強化や滞納回収業務における回収率の向上に繋げ、市場でのシェア拡大と利益率の向上に努めてまいります。

#### 優秀な人材の確保及び教育研修の実施

企業間での人材獲得競争が一層激しくなる中、当社の安定した堅実な成長には、社員一人ひとりの付加価値を高めることが重要だと考えております。採用後も教育研修実施の機会・内容を充実させ、当社の企業理念及び経営方針を理解した、当社の成長を支える社員の育成を行ってまいります。

### (4) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は家賃債務保証サービスを拡大していくことが当社の企業価値の向上につながると捉えており、目標とする経営指標を初回保証契約件数と初回保証契約単価及び求償債権発生率（賃料月額合計額に対し、賃料の未納が発生し代位弁済した金額の比率）と求償債権回収率（当事業年度請求発生額に対し当事業年度に回収した金額の比率）として経営指標の向上につとめております。

当社のスタンダードプランは、保証委託契約者より受領する初回保証料及び更新保証料（1万円/年）となります。そのため、「初回保証契約件数」×「初回保証料契約単価」を経営指標と定めております。これを経営指標にする理由として、指標達成のための行動を具体的にするためであります。また、「求償債権発生率」と「求償債権回収率」にする理由としては、貸倒債権を抑えることが安定した経営につながるからであります。求償債権は保証契約件数の増加に伴い増加していきます。発生状況及び回収状況を率（割合）で捉え可視化することで、貸倒債権となる滞納案件の長期化を防ぐためであります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の推移については、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

当社は、全従業員の物心両面の幸せを追求すると同時に人と地域社会の進歩発展に貢献するという経営理念を掲げております。経済的な安定と自己実現を通じた心の豊かさを追求することで、企業価値の向上と持続的な社会貢献を目指しております。

また、連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を通じて、多くの方々に快適な住環境を提供することで、持続可能な社会の実現に資するものと考えております。社会課題に対峙し、ステークホルダーと共に社会構造を変革することで、より良い社会の実現と自社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社は、株主、取引先、従業員等をはじめとした当社を取り巻く様々なステークホルダーと良好な関係を築き、地域社会に貢献する企業となるべく、経営の健全性並びに透明性の確保に努めることを前提として、企業価値を最大化することを基本的な方針としております。また、こうした考えに基づいてコンプライアンス経営を徹底し、最適な経営管理体制を構築することを通じてコーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めてまいります。

当社は、取締役会をサステナビリティ関連のリスク及び機会について、取締役会が定期的に報告を受け、監督・評価を行う体制を整備しています。リスク・コンプライアンス推進委員会が四半期ごとにリスク評価を実施し、その結果を取締役会に報告し、必要な対応策を協議・決定しています。ガバナンスの詳細については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

### (2) 戦略

当社では、人的資本に関する以下の取り組みを行っております。

#### 社員教育の実施

新入社員・中途社員に限らず、従業員の能力を最大限に發揮するための有効なOJTの開発及び、従業員の意思統一も兼ね、ベクトルを合わせたテーマに基づく社外研修を実施しております。また、次世代のリーダーとなるべき人材の育成のため、知識を深め、スキルを向上させたいと願う従業員に対しては、当社がその費用を負担し、それぞれが望む教育環境を提供しております。これにより、自己啓発やスキルアップを推進し、自らが考え必要とする施策を実行できる人材を育成しております。

#### 多様な人材の活躍機会の創出

多様な働き方を実現する制度として、育児・介護と就業の両立支援としての休暇や短時間勤務制度などがあり、時差出勤、長期休暇を一定期間内で取得できるなど、働き方の選択肢を増やすようにしております。また、多様な人材の採用では、男性、女性、外国籍の方や中途採用者も含めて多様性を確保し、様々な価値観を相互に理解し認め合う職場環境を醸成しております。

### (3) リスク管理

当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス対応規程」においてサステナビリティを含む様々なリスクを識別しており、評価及び管理についての対応を定めリスク発生を未然に防止するための体制を構築しております。具体的には代表取締役社長が委員長を務めるリスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、四半期に1回定期的に開催しております。この会議では、リスクに関するモニタリングを行うとともにモニタリング結果に基づきリスク管理表を作成し、リスク・機会の発生可能性や影響度を定量・定性で評価し、重要なリスク・機会については取締役会で定期的にモニタリングし、必要な対応策を策定・実行しています。リスク・コンプライアンス推進委員会の詳細については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。また、サステナビリティを含む機会については、取締役会において通常の事業活動報告の中での議論を踏まえて識別・評価を行ったうえで経営意思決定に反映させております。その他リスク管理の詳細は「3 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社は、上記「(2) 戦略 多様な人材の活躍機会の創出」において記載した取組にあたり、「女性管理職比率」を指標及び目標としております。

当事業年度末における当該指標の目標と実績については下記のとおりとなります。

指標	目標	実績
管理職に占める女性労働者の割合	30.0%以上	38.4%

### 3 【事業等のリスク】

当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

#### (1) 賃貸不動産市況の動向について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の提供する主力サービスは家賃債務保証であり、賃貸不動産に係る入居者の連帯保証人を代行するサービスであります。そのため人口の減少に伴う世帯数の減少、賃貸不動産の賃料相場、賃金水準の動向等によって、賃貸不動産市況が低迷した場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 競合について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の属する家賃保証業界は、業界に対する法規制も少なく参入障壁も低いことから、大小様々な企業が存在しております。また、不動産管理会社による独自の保証サービスの提供も行われているなど、競争激化による影響を受けやすい構造となっております。当社では、個人信用情報を利用した入居審査に加え、ノウハウの蓄積による優位性の高いサービスの提供、アフターフォローモードの強化によって不動産会社等との関係構築を図っております。今後他社による新商品や新たなサービスの提供、価格低下等により、当社の優位性が失われた場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 信用リスクについて

##### 代位弁済について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の家賃債務保証サービスは、保証委託契約を締結した賃借人の家賃債務を保証するサービスであります。賃借人の家賃支払い等の滞納が発生した際に、賃借人に代わり賃貸人に対し家賃等の代位弁済を行います。代位弁済した債権は全て回収できるとは限らず回収不能となることがあります。回収不能となる代位弁済を抑制するため、社内データとの調査、官報情報など各照会機関を利用した調査、一般社団法人全国賃貸保証業協会が提供する代位弁済情報（家賃情報）データベースへの照会、株式会社日本信用情報機構が提供する個人信用情報データベース（JICC）への照会を行うなどの与信を行うことで、賃借人が対象賃貸物件の家賃債務が履行できる状況であるかを判断したうえで審査判断を行っております。また、代位弁済の管理回収については、滞納の初期段階における滞納者への対応をコールセンター、累積滞納者への対応を各支店がそれぞれ担当し、各段階において賃借人の状況の早期把握と滞納解消に向けた対応を行っております。経済環境や雇用環境が著しく悪化し、賃借人の家賃支払いに影響を及ぼす場合には、代位弁済額が増加し、回収の長期化、回収不能債権の増加に繋がることで、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 貸倒引当金等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、代位弁済立替家賃等について、当社の会計方針に基づき貸倒引当金等を計上し、今後予想される貸倒れ等に備えておりますが、実際の貸倒れが当該見積りを上回り、貸倒引当金以上の損失が計上される場合や、貸倒引当金等の算定方法等を変更する必要が生じた場合には、貸倒引当金等の追加計上等によって当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 関連当事者取引について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、関連当事者である株式会社三好不動産との間に取引基本契約及び業務提携契約（家賃管理業務の事務手続の委託によるものであり業務委託手数料として受領）を締結しております。株式会社三好不動産は、大株主である三好修が代表取締役を務める会社であり、本書提出日現在においても同社との取引は関連当事者取引に該当します。当該取引において、万が一、取引内容を審議する機会が得られず、取引すべきでない取引を行った場合又は不当な条件の下で取引が行われた場合、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、関連当事者取引の必要性、一般的な取引条件または当該取引に係る公正な価格を勘案して、当事者間による交渉のうえ決定しており、決裁権限・手続きは取締役会の決議に基づき処理しております。また、当社の独立性確保の観点も踏まえ、取引条件を変更する都度、取締役会の決議としております。承認された取引については、四半期に1回、その妥当性について取締役会の承認を得ております。

なお、当事業年度において保証委託契約者から受領する株式会社三好不動産経由の初回保証料・更新保証料・月

額保証料は、保証事業の売上高に対し6.76%となります。また、事務手数料の支払は、株式会社三好不動産の顧客について保証委託契約を締結したことによる紹介手数料によるものであり、全体の事務手数料に対し5.58%となります。

重要な取引の内容につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項 関連当事者情報」に記載しております。

(5) 風評被害について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社が行っている保証事業においては、滞納者に対して督促活動を行っていく必要があります。そのため、当社及び当社が属する家賃債務保証業界に対して、インターネット上の掲示板への書き込みや、それを起因とするマスコミ報道等によって、否定的な風評が広まった場合、その内容の真偽に関わらず、当社の評判や事業に対する信頼が低下する可能性があり、顧客や取引先からの信用を失い、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 繰延税金資産について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、将来の課税所得に関する予測に基づいて繰延税金資産を計上しておりますが、収益の悪化等により繰延税金資産の回収可能性に疑義が生じたり、将来的な会計基準の変更や法人税の税率変更等により、繰延税金資産を減額することとなった場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制及び制度等の変更に伴うリスクについて（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

現時点において家賃債務保証サービスを制限する直接的な法的規制は存在しておりませんが、2017年10月に国土交通省の告示による家賃債務保証業者登録制度が創設されております。当社も登録を行っており、家賃債務保証業者登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八百九十八号）及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会の内部組織である家賃債務保証事業者協議会における自主規制ルールを参考に自主ルールを策定し、社会問題化したトラブルの未然防止に努めております。ただし、今後、既存法令の改正や新たな法的規制等によって、家賃債務保証サービスに対する法的規制等が導入された場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報システム管理について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、業務を遂行する際に情報システムを使用しております。情報セキュリティ管理についてはシステム管理責任者が統括し、全社的なセキュリティ推進、セキュリティ情報の周知、情報セキュリティに関する各種事案の検討、セキュリティインシデント発生時の対応等の活動を行っておりますが、これらのシステムについて、自然災害や事故のほか、コンピュータウイルスに起因するシステムの障害及び外部からの不正侵入等により、その機能に重大な障害が発生した場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保・育成について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、今後の事業拡大のために優秀な人材の確保、育成並びに事業成長に必要となる人員の確保が重要な課題であると認識しております。今後も積極的に人材を採用していくとともに、研修の実施等により人材の育成に取り組んでいく方針ですが、必要な人材を確保できない場合や育成した人材が当社の事業に十分に寄与できない場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 不動産管理会社等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、代理店である不動産管理会社等と継続する個々の取引において都度契約書を交わさなくて良いように、あらかじめ共通する内容を定めておく取引基本契約を締結しております。当該不動産管理会社等を通して賃借人となる新規入居者と保証委託契約を交わしており、当該契約に基づき賃借人より受領する保証料が当社の主な収入源となっております。不動産管理会社等の状況は常に情報を把握して当社の予算に反映できる体制を整備しておりますが、当該不動産管理会社等からの新規入居者の紹介が減少した場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 新規事業について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、今後も持続的な成長を実現するために、家賃債務保証サービスで培ったノウハウを活かし、介護費債務保証サービスや入院費債務保証サービス等の展開を図っております。新規事業を遂行していく過程では、急激な事業環境の変化をはじめとして、様々な予測困難なリスクが発生する可能性があります。その結果、当初の事業計画を達成できない場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、取締役に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的とした新株予約権（以下、「ストック・オプション」）を付与しております。これらのストック・オプションに加え、今後付与されるストック・オプションの行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。

なお、本書提出日現在における、これらのストック・オプションによる潜在株式数は43,500株であり、発行済株式総数2,869,800株の1.51%に相当しております。

(13) 個人情報漏洩について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社が行っている保証事業においては、多数の個人情報を保有しております。これらの情報が流出するのを防止するために、個人情報の適正管理に関する規程を定め、個人情報の保護に関する法律、関係諸法令及び監督当局のガイドライン等を遵守し、社内規程の制定及び管理体制の確立、従業員への情報管理制度を行っております。また、当社は、個人情報の保護体制に対する第三者認証制度であるプライバシーマークを取得更新しております。しかし、万が一情報漏洩が発生した場合には、当社の信用が失墜し、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 事務リスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社が行っている保証事業においては、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るおそれがあります。当社は不正確な事務処理あるいは事故等によるサービス品質の低下に備えるため、各業務を標準化しマニュアルを整備しておりますが、故意または重過失により業務に支障が生じる場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 自然災害、感染症や人災等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

自然災害（地震、風水害等）、大規模な感染症やその他の人災（事故、火災、戦争、暴動、テロ等）が発生し、代理店である不動産管理会社等の管理物件、賃貸物件が、毀損、滅失又は劣化してしまうことや従業員の感染症被害等により、不動産管理会社等の営業体制に支障が生じる場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の本支店や従業員に対して、不動産管理会社同様の被害が発生した場合、当社の業務遂行に支障が生じ、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

#### 経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の拡大を背景に、社会経済活動も緩やかな回復基調を維持する一方で、米国の通商政策の動向や長期化する地政学的リスクに加え、物価上昇の継続による消費マインドの低下など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連業界である賃貸不動産業界においては、デジタル技術の進化により、契約手続きのデジタル化が進んでおります。具体的には、契約書類のオンライン化や電子署名の導入が行われており、紙の契約書の作成や保管、郵送といった手間を省くことが可能となっております。また、電子契約システムの導入により、契約のスピードアップやリモートでの取引が可能となるなど、業界全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)が進展し、契約プロセスのスピードと安全性が大幅に向上しております。

このような事業環境のもと、当社は多様化する顧客ニーズに対応するべく、これまで培ってきたノウハウを活用し、保証システム及び取扱店様向け顧客情報管理システムの改修を進め、サービスの業容拡大を目指してまいりました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高3,737,526千円(前期比16.0%増加)、営業利益759,106千円(前期比81.5%増加)、経常利益775,279千円(前期比88.9%増加)、当期純利益528,467千円(前期比88.7%増加)となりました。

なお、セグメント別の経営成績につきましては次のとおりであります。

#### (保証事業)

保証事業におきましては、積極的な新規取引先の開拓を継続することにより、新規優良顧客の獲得に努め、シェア拡大を目指してまいりました。加えて、タイアップを通じて商品に新たな価値を付加し、既存クライアントに対しては随時情報収集を行いながら、新たな商品設計の提案を行うなど、顧客ニーズへの対応強化に取り組んでまいりました。また、SMSを活用したWEB請求・オートコール・AIオペレータによるオートメーション化を図るなど、回収業務の効率化にも積極的に取り組んでおります。

この結果、本報告セグメントの売上高は3,514,005千円(前期比16.6%増加)、セグメント利益は1,031,490千円(前期比54.4%増加)となりました。

#### (その他)

その他の区分におきましては、ランドリーサービスについては、店舗の美化向上に向けた業者による清掃を行い、「安心、安全、清潔」な店舗を維持するように努めました。

フィットネスサービスについては、お客様一人ひとりに合わせたサポート体制を目指し、ストレッチ教室の開催やカウンセリングを通じてフォローバック体制を強化してまいりました。さらに、近隣の商業施設などを活用した集客活動を通じて、新規会員の獲得を積極的に行ってまいりました。

この結果、本報告セグメントの売上高は223,521千円(前期比7.7%増加)、セグメント利益は35,454千円(前期比21.8%増加)となりました。

#### 財政状態の状況

##### (資産)

総資産の残高は、前事業年度末に比べ736,757千円増加し、5,337,073千円となりました。

流動資産の残高は、前事業年度末に比べ671,016千円増加し、4,721,706千円となりました。これは主に、現金及び預金が299,372千円増加、未収入金が192,704千円増加、求償債権が320,781千円増加、貸倒引当金が144,821千円増加したことなどによるものであります。

固定資産の残高は、前事業年度末に比べ65,741千円増加し、615,366千円となりました。これは無形固定資産が30,583千円増加、投資その他の資産が39,123千円増加した一方で、有形固定資産が3,965千円減少したことによるものであります。

(負債)

負債合計は、前事業年度末に比べ219,763千円増加し、2,842,328千円となりました。これは主に、流動負債の未払法人税等が44,026千円増加、前受収益が194,267千円増加した一方で、保証履行引当金が34,327千円減少したことなどによるものであります。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べ516,994千円増加し、2,494,744千円となりました。これは主に、利益剰余金が当期純利益の計上により528,467千円増加した一方で、配当金の支払いにより30,737千円減少したことなどによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は2,759,797千円となり、前事業年度末に比べ299,372千円の増加となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは383,745千円の収入（前事業年度は196,634千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益775,279千円、貸倒引当金の増加額144,821千円、未収入金の増加額 192,704千円、求償債権の増加額 320,781千円、前受収益の増加額194,267千円、法人税等の支払額 240,174千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは65,066千円の支出（前事業年度は59,408千円の支出）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出 54,992千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは19,305千円の支出（前事業年度は593,497千円の収入）となりました。これは主に、配当金の支払額 30,307千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、記載を省略しております。

b 受注実績

当社は受注活動を行っていないため、記載を省略しております。

c 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
保証事業	3,514,005	116.6
その他	223,521	107.7
合計	3,737,526	116.0

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 当事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

### 経営成績等の状況に関する認識及び分析・結果内容

#### a 売上高

当事業年度の売上高は、3,737,526千円（前期比16.0%増加）となりました。

保証事業におきましては、積極的な新規取引先の開拓を継続することにより、新規優良顧客の獲得に努め、シェア拡大を目指してまいりました。加えて、タイアップを通じて商品に新たな価値を付加し、既存クライアントへは随時情報収集を行いながら、新たな商品設計の提案を行うなど、各施策を実施し顧客ニーズへの対応強化を図ったため、契約件数が順調に推移しました。なお、SMSを使ったWEB請求・オートコール・A.I.オペレータによるオートメーション化を図るなど、回収効率向上にも取り組んでまいりました。この結果、売上高は3,514,005千円（前期比16.6%増加）となりました。

その他の区分におきましては、ランドリーサービスについては、店舗の美化向上に向けた業者による清掃を行い、「安心、安全、清潔」な店舗を維持するように努めました。

フィットネスサービスについては、お客様一人ひとりに合わせたサポート体制を目指し、ストレッチ教室の開催やカウンセリングを通じてフォローバック体制を強化してまいりました。さらに、近隣の商業施設などを活用した集客活動を通じて、新規会員の獲得を積極的に行ってまいりました。

この結果、売上高は223,521千円（前期比7.7%増加）となりました。

#### b 売上原価、売上総利益

当事業年度の売上原価は、1,395,906千円（前期比4.6%増加）となりました。これは主に、保証事業における売上拡大に伴う、保証委託契約を締結したことによる不動産管理会社等へ支払う紹介手数料（事務手数料）の増加、求償債権の増加により貸倒引当金が増加することによる貸倒引当金繰入の増加によるものであります。この結果、売上総利益は2,341,620千円（前期比24.1%増加）となりました。

#### c 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度の販売費及び一般管理費は、1,582,513千円（前期比7.8%増加）となりました。これは主に、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）やOCR（光学文字認識）、クラウドシステム、A.I.オペレータ導入などのデジタル化促進に伴うIT関連費の増加によるものであります。この結果、営業利益は759,106千円（前期比81.5%増加）となりました。

#### d 営業外収益、営業外費用、経常利益

営業外損益については、営業外収益は、受取補償金及び受取利息等の計上により、19,286千円（前期比248.4%増加）となりました。営業外費用は、主に支払利息の計上により、3,112千円（前期比76.7%減少）となりました。この結果、経常利益は775,279千円（前期比88.9%増加）となりました。

#### e 特別損益、法人税等、当期純利益

特別利益及び特別損失については、発生がありませんでした。

法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合算した法人税等は246,812千円（前期比89.4%増加）となりました。この結果、当期純利益は528,467千円（前期比88.7%増加）となりました。

### キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

#### a キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

#### b 資本の財源及び資金の流動性

当社の資本の財源及び資金の流動性については、販売費及び一般管理費等の運転資金需要及び管理会社及び賃貸人への代位弁済による立替金需要に対して、自己資金で賄うことを基本としつつ、取引金融機関と当座貸越契

約の締結により機動的に資金調達ができる体制を構築しており、一部の資金については当該契約を活用し調達しております。

#### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

なお、引当金の計上や資産の評価等の見積りについては、当社における過去の実績や将来の計画を勘案し判断しておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果とは異なる場合があります。当社の財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

##### a 貸倒引当金

求償債権のうち、一定の滞納月数を超えておらず、回収不能となる兆候が個別にみられないものについては、一般債権等として将来の予想損失額を見込んで貸倒引当金を計上しております。予想損失額は過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。

また、求償債権のうち、一定の滞納月数を超えるものについては、貸倒懸念債権等特定の債権として、個別に求償債権残高から回収可能見込額を控除した回収不能見込額に基づき貸倒引当金を計上しております。見積もられた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境が変化した場合には、貸倒引当金残高が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

##### b 保証履行引当金

保証履行引当金は、保証契約に定める保証限度額の範囲において翌事業年度以降に生じると見込まれる求償債権や費用の発生額に基づき、保証履行による将来の予想損失額を計上しております。

求償債権や費用の発生見込額を見積もる際には、保証委託者の状況、過去の一定期間における回収実績及び保証終了時の滞納累積月数の実績並びに弁護士費用や強制執行に要する追加費用の発生実績に基づき算出しております。見積もられた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境の変化等の追加情報を評価する結果、保証履行引当金を追加で計上する可能性があると判断される場合もあります。

#### 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社は経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標として、初回保証契約件数と初回保証契約単価及び求償債権発生率と求償債権回収率を重視しております。

##### [重視する指標]

	2025年9月期実績
初回保証契約件数（件）	33,749
初回保証契約単価（円）	51,846
求償債権発生率（%） (注)1	6.3
求償債権回収率（%） (注)2	98.8

(注) 1. 当事業年度の債務保証額に対し、当事業年度に賃料の未納が発生し代位弁済した金額の比率であります。  
2. 当事業年度請求発生額に対し当事業年度に回収した金額の比率であります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照下さい。

経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照下さい。

## 5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は61,313千円となり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

##### (保証事業)

当事業年度の設備投資の総額は、60,429千円となりました。その主なものは、基幹システムの改修に21,766千円、顧客契約情報管理システムの改修に34,770千円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

##### (その他)

当事業年度の設備投資の総額は、884千円となりました。フィットネスサービスにおける店舗設備の入れ替えによるものであります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	ソフト ウエア	リース 資産	その他	合計	
本社 (福岡県福岡市中央区)	全社 保証事業	本社機能 営業拠点	85	66,460	6,552	3,860	76,957	66(5)
東京支店 (東京都千代田区) 他5力所	保証事業	営業拠点	5,026	-	-	429	5,455	33(1)
カーブス福岡唐人 (福岡県福岡市中央区) 他9力所	その他	業務施設	8,439	-	-	1,878	10,317	19(4)

- (注) 1 . 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2 . 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は就業人員数（外書き）しております。  
 3 . 帳簿価額のうち、「その他」は、器具及び備品等の合計であります。  
 4 . 帳簿価額には、ソフトウエア仮勘定を含めておりません。  
 5 . 事業所の建物及び土地の一部は賃借しております。  
 6 . 賃借設備の内容は下記のとおりであります。

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (福岡県福岡市中央区)	全社 保証事業	本社機能 営業拠点	38,164
東京支店 (東京都千代田区) 他5力所	保証事業	営業拠点	27,867
カーブス福岡唐人 (福岡県福岡市中央区) 他9力所	その他	業務施設	32,519

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (福岡県福岡市中央区)	保証事業	ソフトウェア等 (業務系基幹システムの開発及び改修)	216,365 (注 1 )	79,886	自己資金 及び 増資資金	2022年 10月	2027年 11月 (注 1 )	(注 2 )
本社 (福岡県福岡市中央区)	保証事業	ソフトウェア等 (取扱店向け顧客契約情報管理システムの開発及び改修)	89,670 (注 1 )	52,510	自己資金 及び 増資資金	2022年 10月	2027年 11月 (注 1 )	(注 2 )

(注) 1. 計画の見直し等により、投資予定額及び完了予定年月が変更になっております。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年12月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,824,300	2,869,800	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内 容に何ら限定のない当社におけ る標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	2,824,300	2,869,800		

(注) 提出日現在発行数には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

##### 第1回新株予約権

決議年月日	2021年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個)	8,900 [4,350] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内 容及び数(株)	普通株式 89,000 [43,500] (注) 1、 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650 (注) 2、 4
新株予約権の行使期間	2023年3月27日～2031年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 650 資本組入額 325 (注) 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、 権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、 従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。 ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、 あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取 引所に上場することを条件とする。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使 は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現  
在(2025年11月30日)にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載し  
ており、他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、10 株あります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸收合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸收合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

#### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. に準じて決定する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記表「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

上記表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

#### (9) 新株予約権の取得事由

下記に準じて決定する。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社

となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

4 . 2023年4月15日開催の取締役会決議により、2023年5月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年3月26日 (注) 1	199,800	200,000	-	50,000	-	-
2023年5月1日 (注) 2	1,800,000	2,000,000	-	50,000	-	-
2023年10月2日 (注) 3	650,000	2,650,000	243,506	293,506	243,506	243,506
2023年10月30日 (注) 4	144,300	2,794,300	54,058	347,564	54,058	297,564
2024年10月1日～ 2025年9月30日(注) 5	30,000	2,824,300	9,750	357,314	9,750	307,314

(注) 1 . 2021年3月26日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2 . 2023年5月1日付で、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

3 . 2023年10月2日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式)増資による普通株式650,000株(発行価格810円、引受価額749.25円、資本組入額374,625円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ243,506千円増加しております。

4 . 2023年10月30日を払込期日とする有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資)による普通株式144,300株(割当価格749.25円、資本組入額374,625円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ54,058千円増加しております。

5 . 新株予約権の行使による増加であります。

6 . 2025年10月1日から2025年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が45,500株、資本金及び資本準備金はそれぞれ14,787千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
株主数(人)					個人以外	個人		
株主数(人)	-	1	16	25	18	4	1,449	1,513
所有株式数(単元)	-	59	1,812	9,169	386	23	16,760	28,209
所有株式数の割合(%)	-	0.21	6.42	32.50	1.37	0.08	59.42	100.00

(注) 自己株式103株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に3株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
豊島不動産株式会社	東京都豊島区北大塚2丁目11-1	302,400	10.70
株式会社Mサポート	福岡県福岡市中央区黒門8-2	300,000	10.62
株式会社サンコー管理	福岡県福岡市中央区黒門8-2	300,000	10.62
三好修	福岡県福岡市早良区	150,000	5.31
三好京子	福岡県福岡市早良区	110,000	3.89
矢野泉	福岡県福岡市早良区	100,000	3.54
竹村洋一	福岡県福岡市中央区	84,500	2.99
坂本真也	福岡県福岡市早良区	84,000	2.97
徳岡拓郎	福岡県福岡市早良区	84,000	2.97
鈴木知幸	東京都中央区	74,300	2.63
計		1,589,200	56.27

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,820,800	28,208	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,400	-	-
発行済株式総数	2,824,300	-	-
総株主の議決権	-	28,208	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式3株が含まれております。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ニッポンインシュア株式会社	福岡県福岡市中央 区天神二丁目14番 2号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	103	236
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	103	-	103	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要な課題であると認識しており、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

具体的には年間配当性向10%以上を目指して、上記基本方針に基づき配当を実施していく予定であります。

当社の剩余金の配当は、年1回の期末配当を基本的な方針としてあります。

当事業年度の剩余金の配当につきましては、安定的かつ継続的な配当実施の基本方針のもと、期末配当は1株当たり19円を、2025年12月24日開催予定の定時株主総会で決議して実施する予定であります。

内部留保資金の使途につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剩余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年12月24日 定時株主総会決議(予定)	53,659	19

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

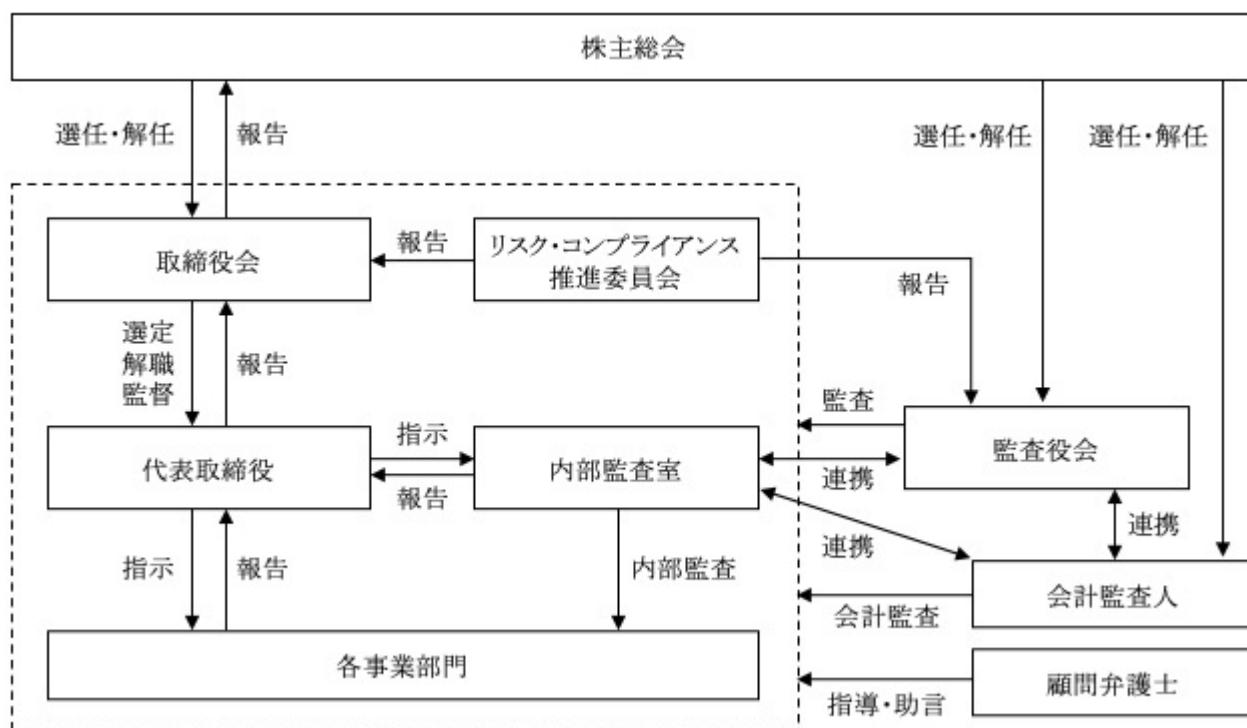
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「全従業員の物心両面の幸せを追求すると同時に人と地域社会の進歩発展に貢献する」という経営理念のもと、継続的な事業の成長を通じてステークホルダーや地域の人をはじめ、広く社会に貢献することを目標としております。

当社はこの経営理念を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠との認識を有しており、取締役会及び監査役会を基軸としたコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。また、経営陣のみならず、全社員がコンプライアンスの遵守に努めており、当社を取り巻く経営環境の変化に速やかに対応できる業務執行体制を確立しつつ、ステークホルダーに対して透明性及び健全性の高い企業経営が実現できるものと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### イ 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の概要図は以下のとおりです。



##### a 取締役会

取締役会は、取締役 5 名（うち社外取締役 2 名）で構成されており、月 1 回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。構成員については、下記に記載のとおりであります。

議長	代表取締役社長	坂本 真也
構成員	取締役	竹村 洋一
	取締役	徳岡 拓郎
	取締役	兼田 康文（社外取締役）
	取締役	北原 正（社外取締役）

b 監査役会

監査役会は、監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）で構成されており、月 1 回の定時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を述べるとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制を取っております。

また、常勤監査役は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努めております。構成員については、下記に記載のとおりであります。

議長	監査役	大川 利則
構成員	監査役	中川 真紀（社外監査役）
	監査役	橋本 道成（社外監査役）

c リスク・コンプライアンス推進委員会

リスク・コンプライアンス推進委員会は、代表取締役が委員長を務め、取締役 5 名（うち社外取締役 2 名）、事務局長（管理事業部部長）で構成されており、オブザーバーとして監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）、内部監査室長が参加しております。四半期に 1 回定期的に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、当社のコンプライアンス推進体制及びリスク評価、並びにリスクマネジメント体制の状況に関する報告を行うと共に、有事の際の危機管理対応の機能を担っております。構成員については、下記に記載のとおりであります。

委員長	代表取締役社長	坂本 真也
構成員	取締役	竹村 洋一
	取締役	徳岡 拓郎
	取締役	兼田 康文（社外取締役）
	取締役	北原 正（社外取締役）
事務局長	人事・総務課課長	渡邊 伸一郎
オブザーバー	監査役	大川 利則
	監査役	中川 真紀（社外監査役）
	監査役	橋本 道成（社外監査役）
内部監査室長		入江 優子

d 内部監査

当社では、業務執行から独立した組織として代表取締役直轄の内部監査室を設けており、専任の内部監査室担当者 1 名が年度毎に定めた内部監査計画に沿って、当社の業務全般についての効率性、内部統制の有効性及びコンプライアンスの状況についての監査を実施しております。内部監査室は、監査結果につき、内部監査報告書を作成の上、代表取締役、監査役会等に報告を行います。なお、取締役会へ直接報告する仕組みはないものの代表取締役又は取締役会の求めに応じて取締役会に出席し、監査報告書についての説明義務を負っています。

また、改善の必要がある項目に関しては、被監査部門等に対して改善を指示し、その後の改善状況を適切に管理する等、監査結果を踏まえた改善対処を行っております。さらに、適宜、会計監査人及び監査役と打合せを行っており、監査効率の向上を図っております。

□ 当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査室を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

## 企業統治に関するその他の事項

### イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めてあります。

#### a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス対応規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等を遵守することを徹底するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス推進委員会において、リスク及びコンプライアンス全般に関する事項について評価・検討を行うことにより、内部統制の構築及び維持向上を図るものとする。併せて、代表取締役直属の組織として内部監査室を設け、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的な監査を実施し、その結果を常勤監査役と連携するとともに、代表取締役に報告するものとする。

#### b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づき、人事・総務課を主管部署として、適切に保存及び管理するものとする。

#### c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス対応規程」を制定し、当社の損失の最小化を図る体制を構築・運用するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス推進委員会において、リスクを評価するとともに、リスクの回避及び軽減策等のリスク管理体制の評価を実施するものとする。

#### d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定めるものとする。また、定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとする。

#### e 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の行動規範に準拠するものとする。また、当社が、将来子会社等を設置する場合には、当該子会社を含めたグループ会社の内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、必要な管理規程を制定し、必要な体制を整備するものとする。

#### f 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役が職務を補助する使用者を置くことを求めた場合、要請に応じて監査役の業務補助のための使用者を置くこととし、その人事については、監査役と協議の上、決定するものとする。

#### g 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性を確保するため、当該使用者への指揮命令は監査役が行うものとし、人事異動・評価等を行う場合には、予め監査役と協議し、監査役の意見を重視することとする。

#### h 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われる 것을確保するための体制並びに監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役に直接報告を行うものとする。また「監査役監査規程」に基づき、監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役に対しての報告体制を確立するものとする。さらに、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとする。

#### i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又

#### は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査役の求めに応じて適切に処理するものとする。

#### j 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、また金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価し、必要な是正を行っていくものとする。

#### k 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力対応規程」を整備するとともに、顧問弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとする。

### 口 リスク管理体制の整備の状況

当社は、経営理念及び行動規範に基づき、リスクマネジメント及びコンプライアンスの取り組みに関する基本事項を「リスクマネジメント・コンプライアンス対応規程」に定め、コンプライアンスの遵守を前提としたリスク管理を徹底することにより、損失の最小化を図っています。

リスク・コンプライアンス推進委員会は、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。各事業部長は担当課のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、関係する法令等の内容及び改廃動向を課員に伝達し、不測の事態が発生した場合にはリスク・コンプライアンス推進委員会へ報告することとなっております。

また、従業員からの相談や通報を受け付ける窓口として、社内外に内部通報窓口を設置・運用することで、リスクの予防や軽減に努めています。

#### 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は原則月1回の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度においては、当社は14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
坂本 真也	14回	14回
竹村 洋一	14回	14回
徳岡 拓郎	14回	14回
兼田 康文	14回	14回
北原 正	14回	14回

当事業年度における取締役会の具体的な検討内容は、取締役会規程に従い、経営方針、経営・事業戦略、重要な業務執行に関する事項、法令及び定款並びに株主総会の決議により定められた事項を決議し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受けます。

#### 取締役の員数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 剰余金の配当の決定機関

当社は機動的な利益還元を可能とする資本政策を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

#### 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

#### 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者も含む。）及び監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除できる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備するためであります。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役を除く。）及び監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額である旨、定款に定めております。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査役（社外含む）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険期間中に被保険者が行ったその地位に基づく職務に起因して損害賠償請求がされた場合、当該保険契約により法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって填補されない等、一定の免責事由を設け、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は、当社がその総額を負担しております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	坂本 真也	1974年 4月18日	1998年 4月 株三好不動産入社 2014年10月 同社スマイルプラザ事業部部長 2015年10月 同社賃貸管理部部長 2018年10月 当社へ出向兼代表取締役社長（現任） 2018年10月 家賃債務保証事業者協議会幹事（現任） 2019年10月 当社へ転籍	(注) 3	84,000
専務取締役 兼管理事業部長	竹村 洋一	1981年 3月26日	2009年 9月 株三好不動産入社 2009年 9月 株工ム・サポート（現当社）へ出向 2011年 8月 株工ム・サポート（現当社）へ転籍 2018年10月 当社取締役管理事業部長 2023年12月 当社専務取締役兼管理事業部長（現任）	(注) 3	84,500
取締役 兼営業事業部長	徳岡 拓郎	1981年 4月22日	2010年 7月 株三好不動産入社 2010年 7月 株工ム・サポート（現当社）へ出向 2011年 8月 株工ム・サポート（現当社）へ転籍 2018年10月 当社取締役営業事業部長（現任）	(注) 3	84,000
取締役	兼田 康文	1975年 6月20日	2001年 4月 株新生銀行（現株SBI新生銀行）入行 2004年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 2009年 9月 兼田公認会計士事務所（現兼田公認会計士税理士事務所）代表（現任） 2014年 5月 九州ネクスト株 社外監査役 2016年 9月 株レベルファイブ 社外監査役（現任） 2017年 2月 株メディアース・ジャパン 社外監査役（現任） 2019年 6月 株トーニン 社外監査役 2019年 6月 トーニンビル管理株 社外監査役 2019年 6月 株住吉 代表取締役 2019年 7月 医療法人鎮寿会 監事（現任） 2019年12月 株Braveridge 社外監査役 2021年 2月 フィナンシャルフォース株代表取締役（現任） 2021年 4月 当社取締役（現任）	(注) 1 . 3	-
取締役	北原 正	1976年 3月 1日	2005年 1月 社会保険労務士法人COMMITMENT入社 2014年10月 株Team Next 代表取締役（現任） 2015年 4月 社会保険労務士法人COMMITMENT 代表社員（現任） 2017年 4月 (一社)人材開発推進協会 理事（現任） 2019年 7月 (有)日本人材教育センター 代表取締役（現任） 2021年 4月 (一社)福岡県中小企業家同友会 理事（現任） 2021年10月 当社取締役（現任）	(注) 1 . 3	-
常勤監査役	大川 利則	1961年 6月21日	1992年 5月 株パブリック入社 2001年 4月 吸収合併により株クレディアに転籍 2010年 4月 株日本保証に転籍 2010年 4月 株西京銀行入行（株日本保証より出向） 2012年11月 株愛媛銀行入行（株日本保証より出向） 2015年 5月 当社入社 2021年 8月 当社監査役（現任）	(注) 4	-
監査役	中川 真紀	1969年 6月23日	2006年 4月 中川賢次郎行政書士事務所入所 2009年 1月 古賀昭洋税理士事務所入所 2013年 4月 中川真紀税理士事務所 代表（現任） 2013年12月 中川真紀行政書士事務所 代表（現任） 2017年 8月 大野運送株 社外監査役（現任） 2019年10月 当社監査役（現任） 2020年 8月 渡辺電機株 社外監査役（現任）	(注) 2 . 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役	橋本 道成	1978年4月2日	2007年12月 弁護士法人北浜法律事務所入所 2017年1月 如水法律事務所（現弁護士法人如水法律事務所）代表（現任） 2020年6月 株式会社トライアルホールディングス 2020年11月 社外監査役（現任） 2020年12月 株式会社SENTAN Pharma 2021年5月 社外取締役 2021年8月 当社監査役（現任） 株式会社キャム 2021年8月 社外監査役（現任） 株式会社QPS研究所 2021年8月 社外取締役（監査等委員、現任）	(注) 2.4		-
計						252,500

- (注) 1. 取締役 兼田康文、北原正は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 中川真紀、橋本道成は、社外監査役であります。  
 3. 取締役である坂本真也、竹村洋一、徳岡拓郎、兼田康文、北原正の任期は、2024年12月24日開催の定時株主総会終結の時から2年間であります。  
 4. 監査役である大川利則、中川真紀、橋本道成の任期は、2023年5月29日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

#### 社外役員の状況

一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段の1つとして、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。

社外取締役の兼田康文は、監査法人における豊富な監査経験を有し、また、公認会計士や税理士として企業会計に関する知識も有しております、これらの高度な専門性と幅広い見識を活かして、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の内部統制強化及び持続的な企業価値向上を図っていただくため、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の北原正は、社会保険労務士として労務管理等の豊富な業務経験を通じての専門的見識から独立的な立場で経営の監督を行い、当社の内部体制強化及び持続的な企業価値向上を図っていただくため、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の中川真紀は、2019年10月から社外監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。税理士として財務及び会計に相当程度の知見を有し、その経験及び幅広い知見により当社の経営について客観的、中立的な監査を遂行できることから社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の橋本道成は、弁護士として企業法務支援、株式上場支援、株主総会対策、労働問題対応等に携わってこられ、法務、株式上場に関する高度な知識や経験を有しております。また、如水法律事務所の代表ということもあります、多面的な企業経営の知見を深めています。監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外監査役として選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外役員には、当社との間に特別な利害関係がなく、また、東京証券取引所の独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を選任しております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会において事業やコーポレート・ガバナンス等に関する議論がなされているほか、常勤監査役及び内部監査室ならびに監査法人との連携のもと、必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行う会合を持ち、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行う体制をとっています。監督・監査の質的向上及び内部統制の強化を図っております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

当社の監査役会は3名で構成され、常勤監査役1名に、非常勤監査役2名であります。当社における監査役監査は、「監査役監査規程」に準拠し、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するほか、当社の監査業務を一層強化するため、往査を含めた調査（法令・コンプライアンス遵守状況及び、個人情報取り扱い管理体制等）を実施しております。各監査役は定時監査役会において、実施した監査結果について報告し、他の監査役との協議を実施します。また、取締役に対して早急に報告が必要と思われる事実については遅滞なく報告を行い、改善を求めております。

常勤監査役大川利則は、長年にわたる金融機関等での金融、財務経営に関する豊富な経験と知識を有しております。また、当社でも管理事業部管理課、営業事業部審査課を経験しており当社の実情に精通しております。当社の経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有していることから、最適な人材と判断し監査役として選任しております。また、監査役中川真紀は税理士の資格を有していることから、財務及び会計に関する専門家として独立性をもって監査の妥当性を確保できる監査役として選任しております。監査役橋本道成は弁護士の資格を有していることから、法務に関する専門的知見と経験により企業統治の強化に寄与するものと判断して監査役に選任しております。

当事業年度において当社は監査役会を合計14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役 大川 利則	14回	14回
非常勤監査役 中川 真紀	14回	14回
非常勤監査役 橋本 道成	14回	14回

監査役会は、取締役会開催後に月次に開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。主な検討事項は、監査方針・監査計画・業務分担の策定、会計監査人の再任・不再任に関する事項・報酬同意、監査報告書の作成等であります。

常勤の監査役の活動として、内部監査室が実施する監査には、ほぼ立ち合い、協同し意見交換等を行っております。また、常勤監査役と内部監査室の席は、隣接する場所に設けられており、常勤監査役と内部監査室は、日常的に双方の監査に関して意見交換を実施しております。

常勤監査役は、会計監査人と定期的な会合の他、監査の為に会計監査人が来社した際には会計監査人と面談を実施する等、積極的に意見交換を実施しております。

#### 内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役直属の他の組織と独立した内部監査室（1名）を設置して対応しております。内部監査室は、本社各事業部及び各支店に対し、内部監査計画に則して、業務活動の全般、運営状況、法令の遵守状況について監査を実施しております。

内部監査室は、当社の内部管理態勢状況及び監査結果について代表取締役に報告し、監査結果は、必要に応じて取締役会に代表取締役が報告しています。一方、内部監査室長は監査役会に出席し、監査役と直接情報交換を行うとともに監査結果につき報告を行っています。

また、当社の内部監査室は財務報告に係る内部統制の評価担当部門でもあるため、内部監査室と会計監査人は会計監査人が来社した際には、当社の財務報告に係る内部統制に関して意見交換を実施するようにしています。

#### 会計監査の状況

##### a 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### b 繙続監査期間

5年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 公認会計士 荒牧 秀樹  
指定有限責任社員 公認会計士 宮寄 健

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他13名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社が監査法人を選定するに当たって、監査法人の沿革と監査実績、当社が属する業界の知見、公認会計士法に基づく処分や会社法上の欠格事由の有無、監査法人の品質管理体制、監査法人の独立性、専門性、監査の実施体制、グローバルへの対応、監査テクノロジー、監査報酬見積額等の適切性を考慮しており、これらを総合的に勘案した結果、有限責任監査法人トーマツは適任であると判断したものであります。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人評価基準に照らし、会計監査人との面談、意見交換等を通じ、品質管理体制、監査計画、会計監査人及び監査チームの独立性、外部レビュー結果、監査役協議会・経営者・内部監査部門とのコミュニケーション状況等の観点から、総合的に勘案して評価しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,500	-	24,500	-

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する報酬等の額の決定に際し、当社は所定の決裁基準に則り決定し、会社法第399条の規定に基づき、取締役が監査役会へ同意を求め、監査役会において報酬等の額について当社の規模、業務の特性並びに監査日数等を勘案し、審議のうえ、同意しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査法人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算出内容を精査した結果、監査法人に対する報酬等に対して相当、妥当であることを確認のうえ、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

##### a 基本方針

当社の役員報酬は、優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上及び経営能力の最大限の発揮と、取締役の経営責任を明確にすることを基本方針としております。短期的な業績だけでなく中長期的な企業価値の向上への貢献を促す役員報酬制度の構築を目指しております。

##### b 報酬限度額

取締役の報酬限度額は、2022年12月22日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役15百万円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の数は6名であります。また、監査役の報酬限度額は、2022年12月22日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の数は3名であります。

##### c 報酬体系

取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ取締役会の承認により、各監査役については職務の内容、経験及び当社の状況等を勘案のうえ監査役会での協議により決定しております。

当事業年度において当社の取締役の役員報酬制度としては、固定報酬制を採用しております。

##### d 報酬の決定

取締役の報酬等の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、担当・職務・各期の業績・貢献度等を総合的に勘案して各取締役の報酬等の額を決定しております。取締役及び監査役の報酬等の額は、経営に対する独立性を確保するため全額を固定報酬としており、その具体的金額については、取締役会及び監査役会で報酬限度額の範囲内において協議のうえ、決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	74,820	57,492	4,841	12,487		3
監査役 (社外監査役を除く)	7,685	6,360	530	795		1
社外役員	17,100	14,400	1,200	1,500		4

(注) 退職慰労金は当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株価の値上がり、または配当による利益確保を目的として保有する株式を「純投資目的である株式」とし、それ以外の目的で保有する株式を「純投資目的以外の株式」として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式の保有について、取引先との長期的・安定的な関係の維持・強化や営業推進等を目的としており、取締役会にて、個別銘柄毎に、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクを検証し、保有の適否を判断することとしております。

- b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	20,000
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 貢献度等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の外部専門家の主催するセミナーへの参加や、財務会計等の専門書の定期購読を行っております。

## 1 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,460,424	2,759,797
売掛金	19,660	20,977
未収入金	724,337	917,041
求償債権	1,272,764	1,593,546
前払費用	45,889	61,623
その他	14,072	-
貸倒引当金	486,457	631,278
流動資産合計	<u>4,050,690</u>	<u>4,721,706</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 15,973	2 13,551
リース資産（純額）	2 10,991	2 6,552
その他（純額）	2 3,271	2 6,167
有形固定資産合計	<u>30,235</u>	<u>26,270</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	75,542	66,460
その他	6,044	45,710
無形固定資産合計	<u>81,587</u>	<u>112,170</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	20,000	20,000
繰延税金資産	283,769	319,295
その他	3 134,031	3 137,629
投資その他の資産合計	<u>437,801</u>	<u>476,924</u>
固定資産合計	<u>549,624</u>	<u>615,366</u>
<b>資産合計</b>	<b>4,600,315</b>	<b>5,337,073</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	5 483,500	5 481,000
1年内返済予定の長期借入金	3 864	3 864
リース債務	4,897	4,902
未払金	81,222	76,937
未払法人税等	145,754	189,780
預り金	139,096	140,780
前受収益	1,198,795	1,393,063
賞与引当金	35,810	37,682
保証履行引当金	420,239	385,911
その他	1 8,743	1 12,823
<b>流動負債合計</b>	<b>2,518,923</b>	<b>2,723,744</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	3 6,376	3 5,512
リース債務	7,539	2,637
退職給付引当金	30,736	36,662
役員退職慰労引当金	58,990	73,772
<b>固定負債合計</b>	<b>103,641</b>	<b>118,584</b>
<b>負債合計</b>	<b>2,622,565</b>	<b>2,842,328</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>347,564</b>	<b>357,314</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>297,564</b>	<b>307,314</b>
<b>その他資本剰余金</b>	<b>70,228</b>	<b>70,228</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>367,793</b>	<b>377,543</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>	<b>8,200</b>	<b>8,200</b>
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>1,254,191</b>	<b>1,751,922</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>1,262,391</b>	<b>1,760,122</b>
<b>自己株式</b>	<b>-</b>	<b>236</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>1,977,750</b>	<b>2,494,744</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,977,750</b>	<b>2,494,744</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,600,315</b>	<b>5,337,073</b>

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	1 3,220,994	1 3,737,526
売上原価	1,334,634	1,395,906
売上総利益	1,886,359	2,341,620
販売費及び一般管理費	2 1,468,120	2 1,582,513
営業利益	418,239	759,106
営業外収益		
受取利息	246	4,787
受取配当金	278	2,885
受取補償金	-	7,095
受取賃貸料	1,580	1,304
償却債権取立益	1,806	3,017
その他	1,624	195
営業外収益合計	5,536	19,286
営業外費用		
支払利息	1,522	2,721
上場関連費用	11,459	-
その他	385	391
営業外費用合計	13,367	3,112
経常利益	410,408	775,279
税引前当期純利益	410,408	775,279
法人税、住民税及び事業税	195,338	282,337
法人税等調整額	65,052	35,525
法人税等合計	130,286	246,812
当期純利益	280,121	528,467

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
経費	1	1,334,634	100.0	1,395,906	100.0
売上原価合計		1,334,634	100.0	1,395,906	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
支払手数料	679,925	794,658
貸倒引当金繰入額	247,108	324,108
保証履行引当金繰入額	115,148	34,327

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	50,000	-	70,228	70,228	8,200	974,070	982,270	-	1,102,499	
当期変動額										
新株の発行	297,564	297,564		297,564				595,129	595,129	
剰余金の配当								-	-	
当期純利益						280,121	280,121	280,121	280,121	
自己株式の取得								-	-	
当期変動額合計	297,564	297,564	-	297,564	-	280,121	280,121	-	875,250	
当期末残高	347,564	297,564	70,228	367,793	8,200	1,254,191	1,262,391	-	1,977,750	
									1,977,750	

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	347,564	297,564	70,228	367,793	8,200	1,254,191	1,262,391	-	1,977,750	
当期変動額										
新株の発行	9,750	9,750		9,750				19,500	19,500	
剰余金の配当						30,737	30,737	30,737	30,737	
当期純利益						528,467	528,467	528,467	528,467	
自己株式の取得								236	236	
当期変動額合計	9,750	9,750	-	9,750	-	497,730	497,730	236	516,994	
当期末残高	357,314	307,314	70,228	377,543	8,200	1,751,922	1,760,122	236	2,494,744	
									2,494,744	

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	410,408	775,279
減価償却費	36,977	35,051
貸倒引当金の増減額（　は減少）	125,885	144,821
賞与引当金の増減額（　は減少）	30,180	1,871
保証履行引当金の増減額（　は減少）	115,148	34,327
退職給付引当金の増減額（　は減少）	3,570	5,926
役員退職慰労引当金の増減額（　は減少）	14,182	14,782
受取利息及び受取配当金	524	7,673
支払利息	1,522	2,721
売掛債権の増減額（　は増加）	1,000	1,316
未収入金の増減額（　は増加）	161,263	192,704
求償債権の増減額（　は増加）	319,771	320,781
預り金の増減額（　は減少）	11,949	1,683
前受収益の増減額（　は減少）	110,389	194,267
その他	8,993	633
<b>小計</b>	<b>326,286</b>	<b>618,968</b>
利息及び配当金の受取額	524	7,673
利息の支払額	1,520	2,721
法人税等の支払額	128,656	240,174
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>196,634</b>	<b>383,745</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	3,223	4,777
無形固定資産の取得による支出	48,239	54,992
その他	7,946	5,297
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>59,408</b>	<b>65,066</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（　は減少）	4,000	2,500
長期借入金の返済による支出	864	864
株式の発行による収入	595,129	19,500
配当金の支払額	-	30,307
ファイナンス・リース債務の返済による支出	4,767	4,897
その他	-	236
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>593,497</b>	<b>19,305</b>
現金及び現金同等物の増減額（　は減少）	730,724	299,372
現金及び現金同等物の期首残高	1,729,700	2,460,424
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>1 2,460,424</b>	<b>1 2,759,797</b>

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19～34年
その他	3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分）	5年
---------------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 保証履行引当金

家賃保証の保証履行による損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額から特定退職金共済制度の給付見込額を控除した額を退職給付引当金として計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

保証事業

保証事業においては主に家賃債務保証サービス及び当該サービスに関連した業務受託サービスを提供しております。

家賃債務保証サービスにかかる保証料収入は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に基づき、保証期間にわたって収益計上しております。

業務受託サービスは、サービス提供時点において収益を認識しております。また、業務受託サービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね1ヶ月以内に受領しております。

## その他

その他においては主にフィットネスサービスを提供しております。

フィットネスサービスには主に入会金及び月会費が含まれております。入会金及び月会費は一定の期間にわたり移転される財又はサービスに関する収益として、入会月から履行義務を提供する期間にわたり収益を認識しております。入会金の提供期間は、過去の実績に基づき入会から退会までの期間を平均し算出しております。入会金及び月会費に関する取引の対価は、契約条件に従い、サービス提供開始から概ね1ヶ月以内に受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

## 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

## 6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

### 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

### 1. 貸倒引当金

#### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金	486,457	631,278

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

求償債権のうち、一定の滞納月数を超えておらず、回収不能となる兆候が個別にみられないものについては、一般債権等として将来の予想損失額を見込んで貸倒引当金を計上しております。予想損失額は過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。

また、求償債権のうち、一定の滞納月数を超えるものについては、貸倒懸念債権等特定の債権として、個別に求償債権残高から回収可能見込額を控除した回収不能見込額に基づき貸倒引当金を計上しております。見積もられた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境が変化した場合には、貸倒引当金残高が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 保証履行引当金

#### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
保証履行引当金	420,239	385,911

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

保証履行引当金は、保証契約に定める保証限度額の範囲において翌事業年度以降に生じると見込まれる求償債権や費用の発生見込額に基づき、保証履行による将来の予想損失額を計上しております。

求償債権や費用の発生見込額を見積もる際には、保証委託者の状況、過去の一定期間における回収実績及び保証終了時の滞納累積月数の実績並びに弁護士費用や強制執行に要する追加費用の発生実績に基づき算出しております。見積もられた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境が変化した場合には、保証履行引当金残高が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
  - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「前払費用」については、金額的重要性が高まったため、当事業年度においては独立掲記しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた59,961千円は、「前払費用」45,889千円、「その他」14,072千円として組み替えております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「支払手数料」369千円、「その他」15千円は、「その他」385千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
契約負債	1,259千円	1,476千円

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	96,019千円	104,762千円

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
その他（投資不動産）	23,453千円	23,096千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	864千円	864千円
長期借入金	6,376 " "	5,512 " "
計	7,240千円	6,376千円

4 保証債務

家賃保証等に係る債務保証額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
債務保証額（月額）	10,871,167千円	12,425,820千円

5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
当座貸越限度額の総額	1,000,000千円	1,000,000千円
借入実行残高	483,500 "	481,000 "
差引額	516,500千円	519,000千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（セグメント情報等）3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
給料及び手当	390,668千円	400,307千円
賞与引当金繰入額	35,810 "	37,682 "
役員退職慰労引当金繰入額	14,182 "	14,782 "
退職給付費用	11,866 "	13,823 "
減価償却費	32,698 "	31,866 "
おおよその割合		
販売費	53.9%	49.1%
一般管理費	46.1%	50.9%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,000,000	794,300	-	2,794,300

(変動事由の概要)

新株の発行

有償一般募集増資による増加 650,000株

第三者割当増資による増加 144,300株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
2021年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	30,737	11.00	2024年9月30日	2024年12月25日

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,794,300	30,000	-	2,824,300

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

ストック・オプションの権利行使による増加 30,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	103	-	103

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 103株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2021年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月24日 定時株主総会	普通株式	30,737	11.00	2024年9月30日	2024年12月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	53,659	19.00	2025年9月30日	2025年12月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	2,460,424千円	2,759,797千円
現金及び現金同等物	2,460,424千円	2,759,797千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、本社で使用する車両であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
1年内	66,048千円	63,523千円
1年超	167,945 "	104,421 "
合計	233,993千円	167,945千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、市場環境や販売状況を勘案して必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク及びリスク管理体制

売掛金及び未収入金は、主に家賃収納代行業務の当社立替分、フィットネスサービス売上の未収入分及び家賃保証業務委託手数料の未収入分が含まれております。家賃収納代行業務の当社立替分及びフィットネスサービス売上の未収入分に関しては、収納機関からの収納通知が届くまでの間当社が立て替えている債権であり、リスクは僅少であります。業務委託手数料の未収入分は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、債権管理規程に従って、回収状況について適時に報告を行い、貸倒懸念がある場合は速やかに対処するものとしております。

求償債権は、賃借人の信用リスクに晒されております。当該リスクに対して、保証契約締結時の審査において、信用リスクを調査し、契約可否の判断を行います。また、求償権の行使は賃借人から速やかに債権を回収できるよう、社内体制を整備しております。

投資有価証券は、非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の確保を目的としたものであります。資金調達にかかる流動性リスクは各部署からの報告に基づき資金計画を立案し、毎月取締役会に報告され適切に管理されております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	7,240	7,240	-
リース債務 (1年内返済予定を含む)	12,437	12,241	195
負債計	19,677	19,481	195

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、求償債権、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2024年9月30日
非上場株式	20,000

当事業年度(2025年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	6,376	6,376	-
リース債務 (1年内返済予定を含む)	7,539	7,387	151
負債計	13,915	13,763	151

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、求償債権、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2025年9月30日
非上場株式	20,000

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,460,424	-	-	-
売掛金	19,660	-	-	-
未収入金	724,337	-	-	-
合計	3,204,422	-	-	-

求償債権は、回収日が確定していないため、上記に記載しておりません。

当事業年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,759,797	-	-	-
売掛金	20,977	-	-	-
未収入金	917,041	-	-	-
合計	3,697,816	-	-	-

求償債権は、回収日が確定していないため、上記に記載しておりません。

(注2) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	483,500	-	-	-	-	-
長期借入金	864	864	864	864	864	2,920
リース債務	4,897	4,902	1,981	523	131	-
合計	489,261	5,766	2,845	1,387	995	2,920

当事業年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	481,000	-	-	-	-	-
長期借入金	864	864	864	864	864	2,056
リース債務	4,902	1,981	523	131	-	-
合計	486,766	2,845	1,387	995	864	2,056

### 3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	7,240	-	7,240
リース債務	-	12,241	-	12,241
負債計	-	19,481	-	19,481

当事業年度(2025年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	6,376	-	6,376
リース債務	-	7,387	-	7,387
負債計	-	13,763	-	13,763

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務については、元利金の合計額を同様の新規借入・契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、給付額の一部を特定退職金共済制度からの給付金で充当しています。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

##### 2. 簡便法を適用した確定給付制度

###### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
退職給付引当金の期首残高	27,165千円	30,736千円
退職給付費用	11,866 " "	13,823 " "
退職給付の支払額	4,397 " "	4,106 " "
制度への拠出額	3,898 " "	3,790 " "
退職給付引当金の期末残高	30,736千円	36,662千円

###### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
積立型制度の退職給付債務	44,899千円	52,413千円
特定退職金共済制度による支給見込額	14,163 " "	15,750 " "
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,736千円	36,662千円
退職給付引当金	30,736千円	36,662千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,736千円	36,662千円

###### (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 11,866千円 当事業年度 13,823千円

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（2025年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

なお、2023年5月1日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	2021年3月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)	普通株式 162,250
付与日	2021年3月28日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年3月27日～2031年3月26日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

決議年月日	2021年3月26日
権利確定前(株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前事業年度末	119,000
権利確定	-
権利行使	30,000
失効	-
未行使残	89,000

単価情報

決議年月日	2021年3月26日
権利行使価格(円)	650
行使時平均株価(円)	1,785
付与日における公正な評価単価(円)	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当ストック・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たり本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）と類似会社比準方式の併用方式を採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 208,260千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 34,050千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	123,709千円	158,598千円
保証履行引当金	128,002 "	117,546 "
賞与引当金	10,907 "	11,477 "
未払事業税	5,657 "	9,932 "
退職給付引当金	9,362 "	11,495 "
役員退職慰労引当金	17,968 "	23,131 "
その他	10,958 "	15,592 "
繰延税金資産小計	<hr/> 306,566千円	<hr/> 347,774千円
評価性引当額	22,797 "	28,479 "
繰延税金資産合計	<hr/> 283,769千円	<hr/> 319,295千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	18,660	19,660
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	19,660	20,977
契約負債（期首残高）	1,294	1,259
契約負債（期末残高）	1,259	1,476

契約負債は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しており、セグメントのその他のフィットネスサービスにおける入会金収入の前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,255千円であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,233千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
1年以内	1,233	1,450
1年超2年以内	25	26
合計	1,259	1,476

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「保証事業」を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「保証事業」は、不動産賃貸契約における家賃等の保証業務、介護費債務保証及び入院費債務保証を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記事項（重要な会計方針）」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計
	保証事業		
売上高			
顧客との契約から生じる収益	292,206	207,574	499,780
その他の収益	2,721,214	-	2,721,214
外部顧客への売上高	3,013,420	207,574	3,220,994
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	3,013,420	207,574	3,220,994
セグメント利益	668,037	29,115	697,152
セグメント資産	1,673,485	41,473	1,714,958
その他の項目			
減価償却費	28,335	4,279	32,614
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	50,174	1,579	51,754

(注) 1. 報告セグメントごとの負債については、最高意思決定機関が経営の意思決定上、当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ランドリーサービス及びフィットネスサービスを含んであります。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位 : 千円)

	報告セグメント	その他	合計
	保証事業		
売上高			
顧客との契約から生じる収益	361,335	223,521	584,856
その他の収益	3,152,669	-	3,152,669
外部顧客への売上高	3,514,005	223,521	3,737,526
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	3,514,005	223,521	3,737,526
セグメント利益	1,031,490	35,454	1,066,944
セグメント資産	2,087,373	39,279	2,126,652
その他の項目			
減価償却費	27,504	3,184	30,688
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	60,429	884	61,313

- (注) 1 . 報告セグメントごとの負債については、最高意思決定機関が経営の意思決定上、当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。  
 2 . 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ランドリーサービス及びフィットネスサービスを含んであります。

#### 4 . 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容 ( 差異調整に関する事項 )

(単位 : 千円)

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	668,037	1,031,490
「その他」の区分の利益	29,115	35,454
全社費用 ( 注 )	278,912	307,838
財務諸表の営業利益	418,239	759,106

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位 : 千円)

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	1,673,485	2,087,373
「その他」の区分の資産	41,473	39,279
全社資産 ( 注 )	2,885,356	3,210,420
財務諸表の資産合計	4,600,315	5,337,073

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。

(単位 : 千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	28,335	27,504	4,279	3,184	4,362	4,362	36,977	35,051
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	50,174	60,429	1,579	884	-	-	51,754	61,313

【関連情報】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	保証サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	2,976,287	244,707	3,220,994

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	保証サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	3,478,026	259,500	3,737,526

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 及びその 近親者が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社 三好不動産 (注2)	福岡市 中央区	50,000	不動産業	-	債務保証 業務受託	業務委託 手数料 (注1)  事務手数料 (注1)	28,267  44,169	売掛金	4,915

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場実勢価格を勘案し、一般的な取引条件で行っております。

2. 当社の主要株主三好修及び二親等以内の親族が、議決権の52.20%を間接所有しております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 及びその 近親者が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社 三好不動産 (注2)	福岡市 中央区	50,000	不動産業	-	債務保証 業務受託	業務委託 手数料 (注1)  事務手数料 (注1)	27,538  44,359	売掛金	4,938

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場実勢価格を勘案し、一般的な取引条件で行っております。

2. 当社の主要株主三好修及び二親等以内の親族が、議決権の52.20%を間接所有しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり純資産額	707円78銭	883円34銭
1 株当たり当期純利益金額	100円73銭	188円49銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	99円81銭	184円79銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	280,121	528,467
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	280,121	528,467
普通株式の期中平均株式数(株)	2,780,696	2,803,547
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	25,785	56,172
(うち新株予約権(株))	(25,785)	(56,172)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	64,746	-	-	64,746	51,195	2,421	13,551
リース資産	22,196	-	-	22,196	15,644	4,439	6,552
その他	39,312	4,777	-	44,089	37,922	1,881	6,167
有形固定資産計	126,255	4,777	-	131,032	104,762	8,742	26,270
無形固定資産							
ソフトウェア	253,838	16,870	-	270,708	204,248	25,952	66,460
その他	6,044	44,902	5,236	45,710	-	-	45,710
無形固定資産計	259,883	61,772	5,236	316,419	204,248	25,952	112,170

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	483,500	481,000	0.91	-
1年以内に返済予定の長期借入金	864	864	1.37	-
1年以内に返済予定のリース債務	4,897	4,902	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	6,376	5,512	1.37	2026年10月31日～ 2033年1月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	7,539	2,637	-	2026年10月4日～ 2028年12月4日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	503,177	494,915	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	864	864	864	864
リース債務	1,981	523	131	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	486,457	631,278	179,286	307,170	631,278
賞与引当金	35,810	37,682	35,810	-	37,682
保証履行引当金	420,239	385,911	-	420,239	385,911
役員退職慰労引当金	58,990	14,782	-	-	73,772

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。  
2. 保証履行引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	161
預金	
当座預金	501
普通預金	2,759,134
計	2,759,635
合計	2,759,797

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社カーブスジャパン	14,132
株式会社三好不動産	4,938
WASHハウス株式会社	1,850
駅前管理システム株式会社	25
その他	30
合計	20,977

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
19,660	285,450	284,133	20,977	93.1	26.0

未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三井住友カード株式会社	914,026
株式会社ジャックス	2,365
その他	649
合計	917,041

求償債権

収納代行により生ずる立替金1,084,221千円、及び債務保証の履行により生ずる求償債権509,324千円あります。

#### 繰延税金資産

繰延税金資産は、319,295千円であり、その内容については、「1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

#### 前受収益

保証料として一括して受け入れた未経過保証料のうち、契約期間に基づき1年以内に売上高に計上される見込みのもの1,393,063千円であります。

#### (3) 【その他】

##### 当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高 (千円)	1,785,691	3,737,526
税引前 中間(当期)純利益 (千円)	399,078	775,279
中間(当期)純利益 (千円)	272,674	528,467
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	97.58	188.49

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 -</p> <p>買取手数料 無料</p>
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.nipponinsure.jp/">https://www.nipponinsure.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第24期(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) 2024年12月25日福岡財務支局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年12月25日福岡財務支局長に提出。

#### (3) 半期報告書及び確認書

第25期中(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日) 2025年5月14日福岡財務支局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

2024年11月18日福岡財務支局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2024年12月26日福岡財務支局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月22日

ニッポンインシュア株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 荒牧秀樹

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 宮崎健

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッポンインシュア株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッポンインシュア株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金の計算に使用するデータ及び仮定の適切性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度末の貸借対照表において、求償債権残高は1,593,546千円計上されており、総資産に占める割合は29.9%となっている。また、求償債権の貸倒に備えるための貸倒引当金残高は631,278千円計上されている。</p> <p>会社が提供する保証サービスは、保証委託者の債務不履行が発生した場合に会社が代位弁済を行うものである。代位弁済により生じた求償債権については保証委託者から回収することとなるが、回収できなかった部分は損失となる。</p> <p>財務諸表注記「重要な会計方針 3.引当金の計上基準」及び「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、会社は、求償債権のうち、一定の滞納月数を超えておらず、回収不能となる兆候が個別にみられないものについては、一般債権等として将来の予想損失額を見込んで貸倒引当金を計上している。予想損失額は過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき算定している。また、一定の滞納月数を超えるものについては、貸倒懸念債権等として、個別に求償債権残高から回収可能見込額を控除した回収不能見込額に基づき貸倒引当金を計上している。</p> <p>(計算に使用するデータ)</p> <p>滞納月数ごとの求償債権残高、貸倒実績率及び回収不能見込額について、基幹システムからのレポートをもとに計算・集計のうえ算定の基礎資料としている。当該基礎資料が適切に作成されていない場合には貸倒引当金から損益に重要な影響を及ぼす虚偽表示が生じる可能性がある。</p> <p>(計算に使用する仮定)</p> <p>一般債権等、貸倒懸念債権等のいずれの債権についても滞納月数などの情報をもとに過去の一定期間の貸倒実績を用いている。これは将来における貸倒による損失が過去の貸倒実績に近似するという仮定に基づくものであり、当該見積りは不確実性が高く経営者による判断を要する。</p> <p>以上より、当監査法人は求償債権に対する貸倒引当金の計上にあたって会社が使用するデータ及び仮定の適切性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、求償債権に対する貸倒引当金の計上にあたって会社が使用したデータ及び仮定が適切であるかどうかを評価するため、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(会社の内部統制の評価)</p> <p>以下の内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納月数を基礎とした債権分類に基づき、貸倒実績率及び回収不能見込額が漏れなく正確に算定されることを担保するための統制</li> <li>・一般債権等における滞納月数ごとの貸倒実績率及び貸倒懸念債権等における回収不能見込額について仮定が適切であることを担保するための統制</li> </ul> <p>(会社が使用したデータの適切性を検討するための手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸倒実績率及び回収不能見込額の算定が正確になされているかどうかについて、監査人による再計算の実施</li> <li>・貸倒実績率及び回収不能見込額の算定に用いられた計算資料に含まれている保証委託者別の求償債権や滞納月数などの情報が漏れなく正確に会社の基幹システムからレポートとして出力されていることを確かめるために、当該レポートの生成過程を理解するとともに以下の手続を実施した。</li> </ul> <p>基幹システムにインプットされている基礎データが正確に漏れなく入力されているかどうかについて、保証委託契約書などの根拠証憑との照合及び財務諸表計上額との一致の検討</p> <p>基幹システムからアウトプットされるレポートのロジック及びパラメータが適切なものとなっているかどうかについて、ITを利用した情報システムの運用・管理に関する統制活動を評価するとともに、出力画面の閲覧により適切に output されていることの検討</p> <p>(会社が使用した仮定の適切性を検討するための手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者への質問、関連資料の閲覧及び分析等による当該仮定に影響を及ぼす事項の有無の検討</li> <li>・過去に算定した貸倒実績率及び回収不能見込額の見積りについて、当事業年度までにおける確定額との比較分析</li> <li>・比較分析の結果、当事業年度における貸倒実績率及び回収不能見込額の見積りへの反映を必要とするかどうかの検討</li> </ul>

保証履行引当金の計算に使用するデータ及び仮定の適切性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度末の貸借対照表において、保証履行引当金残高は385,911千円計上されている。</p> <p>会社が提供する保証サービスは、保証委託者の債務不履行が発生した場合に会社が代位弁済を行うものである。保証契約に定める保証限度額の範囲において翌事業年度以降に求償債権が発生し、その一部が回収不能となることによる損失が見込まれる。</p> <p>財務諸表注記「重要な会計方針 3.引当金の計上基準」及び「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、会社は、保証履行により発生する損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上している。</p> <p>会社は、保証契約に定める保証限度額の範囲において翌事業年度以降の保証履行による将来の予想損失額を計上しているが、その見積りは、保証委託者の状況、過去の回収実績並びに保証終了時の立替累積月数の実績及び弁護士費用や強制執行に要する追加費用の発生実績に基づいている。また、保証委託者の状況や経済環境の変化等の追加情報を評価した結果、当該予想損失額は変動する可能性がある。</p> <p>(計算に使用するデータ)</p> <p>滞納月数ごとの分類、予想損失額について、基幹システムからのレポートをもとに計算・集計のうえ算定の基礎資料としている。当該基礎資料が適切に作成されていない場合には保証履行引当金から損益に重要な影響を及ぼす虚偽表示が生じる可能性がある。</p> <p>(計算に使用する仮定)</p> <p>会社は利用可能な情報に基づいて将来の損失発生見込額の見積りを行っているが、これは将来における保証履行により発生する損失が過去の回収実績に近似するという仮定に基づくものであり、当該見積りは不確実性が高く経営者による判断を要する。</p> <p>以上より、当監査法人は保証履行引当金の計上にあたって会社が使用するデータ及び仮定の適切性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、保証履行引当金の計上にあたって会社が使用したデータ及び仮定が適切であるかどうかを評価するため、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(会社の内部統制の評価)</p> <p>以下の内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納月数を基礎とした分類に基づき、予想損失額が漏れなく正確に算定されることを担保するための統制</li> <li>・予想損失額の見積りの仮定が適切であることを担保するための統制</li> </ul> <p>(会社が使用したデータの適切性を検討するための手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想損失額の算定が正確になされているかどうかについて、監査人による再計算の実施</li> <li>・予想損失額の算定に用いられた計算資料に含まれている保証委託者別の求償債権や滞納月数などの情報が漏れなく正確に会社の基幹システムからレポートとして出力されていることを確かめるために、当該レポートの生成過程を理解するとともに以下の手続を実施した。</li> </ul> <p>基幹システムにインプットされている基礎データについて正確に漏れなく入力されているかどうかについて、保証委託契約書などの根拠証憑との照合及び財務諸表計上額との一致の検討</p> <p>基幹システムからアウトプットされるレポートのロジック及びパラメータが適切なものとなっているかどうかについて、ITを利用した情報システムの運用・管理に関する統制活動を評価するとともに、出力画面の閲覧により出力ロジックの検討を実施し適切に出力されていることの検討</p> <p>(会社が使用した仮定の適切性を検討するための手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者への質問、関連資料の閲覧及び分析等による当該仮定に影響を及ぼす事項の有無の検討</li> <li>・過去に算定した予想損失額の見積りについて、当事業年度までにおける確定額との比較分析</li> <li>・比較分析の結果、当事業年度における予想損失額の見積りの仮定への反映を必要とするかどうかの検討</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を

行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。